

第五十二回 参議院 内閣委員会 會議録 第二十七号

(四〇七)

昭和四十一年六月二日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

六月一日

辞任

河野 謙三君

六月二日

辞任

塩見 俊二君
船田 謙君
山本伊三郎君

補欠選任

館 哲三君

補欠選任

林屋亀次郎君
古池 信三君
大河原 一孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

熊谷太三郎君

柴田 栄君

八田 一朗君

伊藤 顯道君

北村 暢君

委員

石原幹市郎君

船田 謙君

三木與吉郎君

森 八三三君

山本茂一郎君

中村 英男君

鬼木 勝利君

國務大臣

労働大臣

小平 久雄君

政府委員

総理府恩給局長

労働大臣官房長

労働省労働基準局長

矢倉 一郎君

辻 英雄君

村上 茂利君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 清君

労働省婦人少年局長 高橋 展子君

本日の会議に付した案件

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨六月一日、河野謙三君が辞任せられ、その補欠として館哲三君が、また本日、山本伊三郎君が辞任され、その補欠として大河原一孝君がそれぞれ選任されました。

○委員長(熊谷太三郎君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。

なお、関係当局の御出席は、小平労働大臣、村上労働基準局長、高橋婦人少年局長、以上の方々でございます。

それでは、御質疑のおありになる方は順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 この法律案に関連して、以下問題点についてお伺いしたいと思います。

最初に、順序としてお伺いしたいのは、この法律案は一時提出見合わせというふうに承っておったのであります。ところが、だんだん国会が進展して、会期も残り少なくなつてから、急にこの法律案が提出されておるわけですか。こういうふうに提案が遅延された理由は一体那邊にあるのか、ま

ずこのことからお伺いいたします。

○國務大臣(小平久雄君) 本法案の提出が若干おくれましては遺憾なことではございますが、労働省の立場といたしましては、実は終始一貫本審議会の設置法案を提出したい、こういうことで関係機関と絶えず折衝をいたしておつたわけでございます。その間、先生も御承知のとおり、一方におきましては、審議会、調査会等につきまして、一般論としていろいろ御議論がありまして、なるべく審議会、調査会等はこれまで必ずしも十分その役目を果たしておられというふうなものについては極力これを整理すべきである、こういうふうな考えがあり、また、現に整理統合等に関する法案も国会に提出をいたしましたというふうなこともございまして、そういう空気もありました関係上、政府においても原則としては審議会等はふやさない、なるべくふやさないという方針をとつてまいりました関係上、行政管理局等においても、そういう考え方を受けて審議会の設置については慎重な態度をとっておられた。こういう事情からいたしまして、関係機関の意見の一致というものが相当おくれざるを得なかった。こういう事情から本法案の提出がおくれたわけでございますが、私どものほうで熱心に推進をいたしました結果、関係当局におきましても、問題の重要性にかんがみまして、この家内労働審議会だけはいはば特例として国会に提出しよう、こういうことに相なつたわけでございます。以上申し上げますような事情で提出が若干おくれたわけでございますので、御了承いただきたいと思います。

○伊藤顯道君 いま大臣から御指摘の中にございましたが、行管としては、従来から審議会等の新設は一切認めない、こういう方針を堅持してきたわけでありまして、ところが、この審議会だけにつ

いて、いま大臣はこれは特例だとおっしゃつておられますが、与党の間でも審議会等を整理する必要があるというところで、まだ審議はいたしておりませんが、今国会、当委員会に審議会等の整理に関する法律案を提出された、そういう事態であるわけですね。そういう中で、特にこの審議会だけは特例だからということになると、このことについて行管に実はお伺いしたいところですが、行管がいまお見えになつていないと思ひますが、実は行管にお尋ねする問題で、行管としてなぜこういう特例を認めたかということ、これは裏を返せばなぜ特例が認められたかということ、これは労働省にお伺いできる問題だと思ひますね。まあ重要だから特例としてということですが、そういうものを設けるときには、どうでもいいからというので設置するのではなからうと思ひます。各省庁それぞれ重要だからというふうな点も、みんな各省庁当然そういう態度をとっていると思ひますね。いま簡単に、これだけは重要だから特例でということだけではどうも理解しがたいんですが、その点いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 基本的には大臣がお答え申し上げたとおりでございますが、この家内労働審議会が政府案としてお認めいただく過程におきましては、審議会、調査会等の整理という基本方針に照らしまして、いろいろ検討を重ねられたわけでありまして、その筋道といたしましては、家内労働問題について、審議するということ、その事柄の重要性はわかるけれども、審議会、調査会等を整理したいという基本方針に照らして、既存の審議会でこれを扱ひ得ないかどうかといったような角度から、労働省に置かれております各種審議会との関係等をもしきりに検討されたわけでありまして、しかるところ、たとえば労働基準審議会

であるとか、あるいは最低賃金審議会等がござい
ますけれども、家内労働という分野について、こ
れを既存の審議会に扱うべきかという点につい
ては、いろいろ議論がございまして、実は昨
年末、予算編成の当時から家内労働審議会の新設
について検討が始められたわけでありまして、ま
申し上げましたように、審議会等の整理の基本原
則からいたしまして、まず非常に大きな制約が
あったわけがございまして、必要性を認めるとし
ても、既存の審議会に扱い得ないかという角度か
ら、相当長い間の検討を経たわけでありまして、し
かし、機械的に既存の審議会を活用するといたし
まして、家内労働という特殊な分野をこれに含
めしめるというのは適当でないというようなお考
えがだんだん強くなりまして、一方においては各
省の審議会整理等の作業が進行してまいりまし
て、そういった作業の進行状況と見合しまして、新設
やむなしというような判断をいただきました。三
月の中におおむねそのような結論を得、四月にな
りまして早々に法案を提出いたしましたというよう
な次第でございまして、このようなことで、行政管
理庁といたしまして、審議会整理という基本原則に
照らしまして、必要性は認めるとしても、既存の
審議会に扱い得ないかといったような立場から
いろいろ御検討いただいたということだけ申し上
げまして、御了承いただきたいと存じます。

○伊藤顯道君 この審議会に関連して、臨時家内
労働調査会、非常に関係が深いと思えますから、
その点について以下お伺いいたします。

家内労働審議会の母体となった臨時家内労働調
査会、これをよく検討してみますと、この調査
会は何ら法的根拠がないわけですね。いくなれ
ば、私的機関であつたということができるわけ
です。しかし、そうであるが、ちゃんと意思決
定はしておると思う。そこで、この意思に基づ
いて家内労働審議会が設置されたということであ
る、どうも法的根拠を有するいわゆる第八条機関
と何ら違ふところがないわけですね。しかしなが
ら、八条によって設置されたものでないことはい

ま指摘申し上げたわけですね。いふならば法によ
らない私的機関であつたと思うのです。にもか
かわらず、その決定は八条機関と同じような役目
を果たしておるわけですね。この臨時家内労働調
査会の意思決定に基づいて家内労働審議会が設置
されたということになると、どうも法によらない
という感じがするわけですね。この点を明らかに
していただきたいと思います。

○政府委員(村上茂利君) 確かに先生の御指摘の
ような考え方もあるわけがございまして、私ども
もいたしまして、また臨時家内労働調査会とい
はしまして、そういった点にかんがみまして、た
とえば結論をまとめるにいたしまして、いわけ
る答申という形をとらず、「わが国家内労働の現
状に関する報告」という報告にとどめた。また、答
申という形式をとらずに、一つの見解を労働大臣
に提示するという形で今後の家内労働対策の進め
方に関する見解、こういふ、まあいわば枠組みな
形で措置がなされたわけがございまして、御指摘の
ように、労働大臣から委嘱されて個々の委員とい
う形で調査会のメンバーが構成されておつた。一
方、予算的にはその必要経費が予算上は認められ
ておつた。しかるに、特に本内閣委員会に
おかれましては、従来しばしばこういった調査会
の存在について御指摘をいただいていたわけ
であります。かれこれそのような事情もござい
まして、ただいま申し上げましたように、大臣の諮
問に対する答申といった通常の審議会の答申形式
をとらずに、報告書提出、その際一つの見解を
大臣に提出するという控え目な形で行なわれた
わけがございまして、そのような配慮をいたして
おるわけですね。その御指摘の御指摘の御指摘
が、事柄自体は家内労働問題について対策を講
じなければならぬという非常にその点の重要性
に対する認識が基本にございまして、労働省とい
はしまして審議会を設置したい、このような熱
意を持っておりまして、ただいま申ししま
した報告にあわせて見解が示された。答申ではこ

ざいせんが、見解が示された。その中にたまた
ま労働省がかねて熱望いたしておりましたよう
な家内労働審議会設置という考え方に合致します
ところの見解が示されたという経過をたどつて
きたというふうに私どもは理解いたしておるよう
な次第であります。

○伊藤顯道君 この臨時家内労働調査会が必要で
ないとか、意味がないとか、そういうことを言
っておるのではなくして、そういうことを言
つたものであるならば、いわゆる八条機関とし
て法によって設けべきではないか。いま局長も御
指摘になったように、当委員会ですら繰り返
し、法によらない審議会等については直ちに整理
するより長年にわたつて指摘してきたところ
で、いわける私的機関を設けた。そのこと自体に
おいては、どうもいまの御説明では納得しがた
いわけがございまして、なるほど答申という形
で報告という形をとつた。これはもう論議にな
らぬ、何らの釈明にはならぬと思ひます。これは
答申を報告にしようが、報告を逆に今度は答申
しようが、そんな文字にとらわれる問題ではない
と思ひます。結局その臨時家内労働調査会の報
告に基づいて家内労働審議会というものが生ま
れておるわけですね。これは法によつた審議会と
何ら違ふところはないわけですね。これはいず
れにしても深く追及する時間的余裕を持ちま
せんから、これは別途行管を中心にして掘り下
げることにして、一応おきますけれども、そこ
でこの問題については、きわめて遺憾の意を表さ
ざるを得ないわけですが、この調査会はいかなる
目的で設置されて何をして調査したのか、それか
らどのような結論を得たのか、これは家内労働
審議会を設けべきこと、ただそれだけではない
と思ひます。いろいろな目的もあり、いろいろ
調査事項もあり、結論もあつたと思ひます。具
体的に御説明をいただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 臨時家内労働調査会
は昭和三十四年十一月十二日に設置されたもので

ございます。厳密に申し上げますと、調査のための委員
を委嘱したその委員のグループを調査会と称して
おつたということがございまして、設置いたしま
した趣旨、目的は、家内労働の実態を把握するた
めに必要な調査と家内労働対策樹立のための根本
的検討を行なうという趣旨で、学識経験者二十名
の方々を御委嘱申し上げたわけがございまして、こ
のいわける調査会におきましては、昭和三十五年九
月二十九日にさしあたり総合的家内労働対策実施
のための基盤の整備及び具体的、実際の問題点の
把握のために所要の行政措置を講ずべきであると
いう中間報告を決定されたのであります。自來所
要の行政措置を講ずるという観点に立ちまして、
労働省といたしましては家内労働の普及、標準工
賃制度の設定といったような内容の指導を行政措
置として講じてきたわけがございまして、しかるに
ろ、この行政措置を講ずるにつぎまして家内労働
対策実施のための基盤の整備及び具体的、実際
の問題点の把握のためにそのような行政措置をし
つつ、さらに調査を推進する、こういう態度を
とられて、その後具体的調査を昭和三十五年
以来数次にわたつて実施に行なわれたわけであ
ります。そのような過程におきまして、ようやく
が国の家内労働の全貌を把握し得るような資料の
収集と分析が進みまして、昭和三十八年に至りま
して、一応の報告書の案を取りまとめたわけであ
ります。しかしながら、家内労働の実態がある程
度把握できたといつたわけがございまして、そこ
こばの使い方とか、いろいろな表現につきまし
て、かなり学術、専門的な立場から、ことばの使
い方等についても、かなり詳細にわたつて検討
を行ないましたために、直ちにその報告案を決定
するということには至らず、修正をさらに行ない
まして、昨年の四、五、六、数カ月間にわたつて
最終的な検討をし、そうして昨年の十二月に報
告書を提出したと、こういうような経過をたどつ
ております。この調査会の委員各位におかれまし
ては、資料が部分的な資料しか見当たらないとい
うことで、家内労働の実態の全貌を鳥瞰的に考え

ざいせんが、見解が示された。その中にたまた
ま労働省がかねて熱望いたしておりましたよう
な家内労働審議会設置という考え方に合致します
ところの見解が示されたという経過をたどつて
きたというふうに私どもは理解いたしておるよう
な次第であります。

るという点につきまして非常に苦心を払われたのでありますが、御承知のような報告書を出しまして、いわば総合的な角度からの分析をいたした報告書を出したわけでございます。簡単でございますが、以上のような経過でございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、家内労働審議会設置の目的についてお伺いしたいのですが、この提案理由の説明によりますと、家内労働にかかわる重要事項を調査審議することを目的とする、こういうふうにあるわけですが、これを具体的に言うところはどういうことですか。

○政府委員(村上茂利君) 家内労働についての現状分析についてはかなり詳細な報告書が提示されたわけでありまして、その調査の上に立つて対策を検討するにいたしても幾つかの問題があるわけでございます。たとえば家内労働対策の進め方自身についてどのような基本的態度をとるべきか、また、家内労働対策を講ずる対象の範囲についてはどのように考えるべきか、また、家内労働問題は雇用対策、中小企業対策など他の諸施策との関連を持っておるわけでありまして、そのような問題についてどのような検討を加えるかということになりますと、単なる調査の域を越えて非常に重要な問題が多々あるわけでありまして、法律の文字の表現をいたしましては、重要事項を云々、こうなっておりますけれども、その重要事項とは何かということにつきましては、ただいま二、三申し上げたような点をとりえまして、非常に広範な問題を含んでおるわけでありまして、そういう問題をもこの重要事項ということの中に予定されておるわけでありまして、しこうして、さらには技術的な問題としては、委託者、仲介人の問題をどうするか、工賃の問題をどうするか、作業時間をどうするかといった具体的な内容の問題があるわけでありまして、いわば基本的な問題、他の基本的な諸施策との関連に関する問題という幅広い基本的な問題と家内労働対策の技術的な具体的な問題の二種類があらうかと存するわけでありまして、法文をいたしましては重要事項と

いうような形で表現しておるわけでございます。○伊藤道君 この審議会がいよいよ調査審議を進める段階で最終的には答申するわけですが、その答申を受けとめた場合、労働省としては一体どのように措置するお考えなのか。その大綱について承っておきたい。

○政府委員(村上茂利君) ただいま申し上げましたような内容の事柄を含んでおりますので、具体的な対策としては法的な措置を行なう、行政指導をする、その他いろいろな内容が含まれてくると存じます。したがって、家内労働対策についての総合的な考え方を前提としつつ、その対策を具体化する手段として立法措置を要するもの、行政指導で済むもの、一般のPR等を通じてなすものというふうな手段方法が明らかになってくるであろうというふうな考え方を明らかにさせていただきます。その中で最も重要なものは法制的措置を講ずること、その点に相なるかと存じます。その点についての基本的な考え方は、先日の当委員会で大臣から御説明ございましたような次第でございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、この審議会の委員の構成、数、それから選任方法です。特に最後の選任方法についてお伺いしたいのですが、家内労働者のような未組織の労働者、そういう場合の代表を選任することについてはいささか困難があらうかと思っております。一体どのような方法で選任をせられるのか。これは、一般の組合のように、組織された労働者の代表ということになれば簡単ですけれども、やはり家内労働者には組織がないわけですから、そこから代表を選ぶということになると、よほど特別の配慮がないと、よき代表者を選ぶことはできないと思うのです。そういう意味を含めて、ひとつお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(村上茂利君) 審議会の委員は十五名程度を予定いたしております。その構成は、家内労働者及び一般労働者代表と、委託者及び一般使用者代表と、公益代表というふうな三種の代表

委員から構成されるものと予定いたしております。労働省関係の各種審議会におきましては、労・使・公益という三者構成になっておりますが、先生御指摘のように、家内労働者の代表を選定することについては、組織化された基盤がないだけに、非常に困難を感じるわけでございます。従来の臨時家内労働調査会の委員の選任の問題につきましては、たとえば産地集団から代表を選ぶとか、あるいは内職公共職業補導所であつてせんいたしております対象者の中から選ぶとか、いろいろ苦心をいたしたのでありますが、まあ最近におきましては、内職関係者の団体とか、そのようなものが漸次明確な形をとってあらわれてきておるようでございますので、三十四年当時、調査会の委員を選ぶといったときよりも比較的、家内労働者の代表の選任がやりやすいのではなからうかと、あるいは考えておりますけれども、なおそれにいたしても、困難があることは否定できない事実であると存じます。そういう点を十分考慮いたしまして、労働省といたしましては、代表者の適任者を得るために、できるだけ広く関係方面の御意見を伺いまして、決定をいたしたいというふうに考えております。

同様な悩みは、使用者代表の、ことに委託者の代表を選ぶという場合にも同様な問題がございますが、できるだけ関係方面の意見を伺いまして、公正な人選をいたしたいと考えておる次第でございます。

○伊藤道君 次に、この審議会の運営の経費について、どういうふうになっておるか、伺っておきたいと思っております。

○政府委員(村上茂利君) 家内労働審議会関係の予算といたしましては、六十五万三千円でございますが、それ以外に、家内労働実態調査費七十五万、行政措置に必要な経費百八十一万という予算が計上されておまして、いわゆる家内労働関係予算として、労働基準局で所掌いたしておりますものは、三百二十二万円という金額でございます。

ただ、家内労働に関する予算と申しますと、婦人少年局におきます内職公共職業補導所の予算等もございまして、全体としては、かなり多額になりますけれども、審議会だけについて、限定して申し上げますと、先ほど申しました六十五万という予算に相なっております。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、中間報告に基づく当面の行政措置の実施状況は、一体どうなっているか。このことでもお伺いしたいのは、家内労働者の手帳というのがあります。これは一体どういうものなのか。それから、その普及地域、それと数、こういうものについて、具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 昭和四十年十二月末現在の数で申し上げますと、家内労働手帳を実施いたしました業種の数は二十八、家内労働者の数は二万六千二百となっております。また、標準工賃制度を設けるためにいろいろ指導いたしたのでありますが、標準工賃を設定した業種の数は四十五、家内労働者の数は八万一千七百七名になっております。

この地区分布につきましては、資料がございまして、いま一々申し上げますが……概数としては、以上のような数になっております。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、標準工賃制度の具体的な制定状況はどうなっているかということ、最賃法における最低賃金との関連はどうなっているか、その点についてお伺いしたい。

○政府委員(村上茂利君) 標準工賃を設定いたします場合に、大きく分けまして、専業的家内労働と内職的家内労働の二つに分かれると存じます。が、専業的家内労働につきましては、かなり専門職種のものがございまして、比較的標準工賃が高いというところになっております。たとえば秋田県、漆器製造業については、丸物については千二百円から千三百円、角物については千円から千二百円といったような、比較的高い工賃が設定されております。しかしながら、内職的家内労働については、たとえば兵庫県のメリヤスクツ下製造業に

おける、かがり作様について約六百三十円、検査、包装、足合わせといったような作業は、三百三十円から三百五十円といったような金額になっております。これは一例でございますが、地区的にはかなり差がありますことは、御承知のとおりでございます。

この標準工賃と最低賃金との関係がどうなっているかということでございますが、対応する職種が必ずしも直接吻合いたしませんので、比較は困難でございますが、ただ一般的に申されますことは、最低賃金の場合には、業者間協定方式の最低賃金でございます。最低賃金額の目安を決定して指導いたしておりますので、現在の段階におきましては、最高五百二十四円という最低賃金額の目安のもとに指導が行なわれておまして、一般的にはそのような最低賃金額の目安との比較において、安い、高いということと比較し得ようかと思えます。ただ、産地ごと、あるいは家内労働者のおります地区ごとに、非常に標準工賃と申しまして、高低がございますので、一がいには言えないという実情でございます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、安全衛生関係の面で、二、三お伺いしたいのですが、大衆、啓蒙宣伝、これは一体どういうふうな状況になつてゐるのか。それから健康診断の実施状況、それと労災保険特別会計加入制度の今後の方針ですね、それは一体どういうことなのか。こういうことについて、要点だけをお知らせいただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 従来行政指導をしてまいりました安全衛生措置といたしましては、八業種、五千六百人につきまして安全衛生についての指導を行つた実績がございます。これらはいずれも、いわゆる危険有害業務に従事する家内労働者を対象にいたしております。たとえば岐阜県、多治見地区のように陶磁器上絵付け、これは鉛を含むいたした材料を用いるということで、鉛中毒のおそれがありまして、そういった面の指導を行なう。一例でございますが、そういった危険有害な作業を重点といたしまして、安全衛生について

の指導を進めてまいるといふ措置を講じてきたわけでありまして、しかしながら、率直に申しまして、家内労働者の指導というのにはなかなか困難でございます。ただいま申し上げました岐阜県多治見地区の指導にいたしまして、中小企業の労働者に対する安全衛生の指導は当然行なわれておる。したがって、その労働基準法上の監督指導をやつておる地区につきましては、さらに家内労働者にこれを拡大するといったような方法によりまして指導がされてきたわけでありまして。しかし、今後さらにこのような安全衛生の指導を拡大する必要がございますので、本年三月、労働基準局長達を出しまして、有機溶剤、引火性塗料品、火薬類を取り扱う作業、あるいはプレス機、木工機等を使用するといったような作業のものにつきまして指導を強化するといふ方針をとつておるわけでありまして。指導の方法としては、個々の家内労働者に当たるということとはなかなか実際問題として困難でございますので、委託者を中心とした指導を指導をする。それから、健康診断を指導奨励することにも、問題は健康診断を指導奨励するということにありますが、地方の労働基準局及び監督官におきまして検診機関のあつてを積極的に進めたいといふたような措置を講じまして、できるだけ安全衛生対策を進めていきたいと考えております。また、労災保険への特別加入につきましては、昨年の労災保険法の改正によりまして、雇用労働者でない者につきましても労災保険を適用するといふ方式といたしまして、特別加入方式を認めたわけでありまして、すなわち、大工だとか左官だとかいう職種の方々、いわゆる一人親方といわれておるもの、あるいは零細漁民、あるいは個人タクシーをやつておるいわゆる自営の人といったような、労働者に準ずる職種の人にも労災の特別加入制度を適用したわけでありまして。これは、それぞれの産業ないしは職種ごとに限定いたしまして特別加入の範囲を明らかにいたしておるわけでありまして、家内労働につきま

ては、家内労働一般について特別加入を認めるといふのには範囲が広過ぎますので、危険有害業務などを中心にいたしまして、この特別加入制度をどのようにかみ合せていくかといったような点を検討いたしておる次第でございます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、内職あつせんとか、あるいは授産事業こういったことについてお伺いしたいと思つておりますが、国とかあるいは地方公共団体の内職あつせん、あるいは授産事業の現状についてお伺いしたいわけですが、そこで、これを具体的に順を追つてお伺いいたしますが、たぶん内職公共職業補導所というのがあると思つておりますが、この設置数ですね、どのくらいつられておるのか、あるいは業務内容、あるいは利用者数、こういうことについて具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(高橋展子君) 内職公共職業補導所につきましては、まずその設置の経緯から申し上げます。昭和三十年度を初年度といたしまして、年次の設置を進めておるわけでございます。で、昭和三十年度に東京はじめ大府県の五カ所に設置を見ましたわけでございますが、その後漸次増設いたしまして、四十年度におきまして三十九カ所の設置を見ております。これは三十五都道府県にわたつております。

なお、この施設は、内職に関する諸般の援助を行なうためのまあ総合的な機関といたしまして、都道府県の機関として設置するものでございまして、これに対して国が経費の一部を補助すると、このような性格のものでございます。これは家内労働者のうち、いわゆる内職的な家内労働者といふものが主として婦人であるということから、婦人少年局におきましてかなり早くからこの問題に着目いたしまして調査を重ねられた結果、このような総合的な援助機関が必要であるという考えに基づきまして設置を試みたものでござい

ます。で、この機関、この内職公共職業補導所の業務の内容といたしましては、まず第一には、この就

業を援助するための内職の相談あつせん、技術指導をいたすのでございます。この相談あつせんは、申すまでもなく、内職を求める者に対しては、その持つておられます技術、適性、あるいは家庭の環境等を勘案いたしまして、どのような内職が適当であるかということの選定等の相談を行なう。これは面接相談によつて行なうのであります。そして、必要な場合には技術の補導も行なうといふことをいたしております。一方、内職者を求めるいわゆる委託者のほうにつきましても、この補導所におきましていわゆる求人者の相談に応じておるわけでございます。また、この場合は、求人者の相談に応ずるとともに、その求人者の条件を内職者にとつて少しでもよいものとするために、その労働条件につきまして、特にその工賃等につきまして、よりよい方向へ持つていくような指導をあわせて行なつております。そして具体的に、この補導所でそのような指導を受けました求職者がまた補導所の選り紹介した求人者のところに参りまして、そこで内職の委託契約が結ばれるわけでございます。補導所自体は現物の取り扱いはいたさないのが原則になっております。そのような機能を持つておるものでございまして、このあつせん業務の結果、たまたま内職に關しましての苦情等が起きることもございます。工賃に關する、あるいは納期に關すること等の苦情が起きることもございますので、その苦情の処理にも当たつておるわけでございます。

また、この公共職業補導所は、先ほど申したような数でございます。特に県庁所在地に主として設置されておりますので、遠隔の地に住む者はなかなかこれを利用することは困難でございます。で、そのような者のために便宜を供与するたために、巡回指導というふうなことも行なつておられて、補導所から巡回班を地域に出しまして、内職の相談あつせんという機能を果たしてあります。あるいはまた、内職を提供する事業所というものを常時開拓する必要がありますし、また、紛争の起きないようにするためには、優良な事業

所というものを開拓する必要がありますし、信用調査等も行なっておく必要がございますので、調査活動にも大いに力を用いております。常時管内の内職提供事業の実態を明らかにするようになっているのでございます。あるいはまた、特に工賃等につきましては、各地における幾つかの共通の職種につきましても、工賃の実情を明らかにいたしまして、補導所間でそのデータを交換することによりまして、工賃を適正なものにしていくための参考に供するといふようなこともいたしております。あるいはまた、一般の内職を求める方々につきましても、情報の提供ということにも努力いたしております。新聞その他を利用いたしまして、このような職種の内職があるということに始終周知に努めております。また、特に内職の条件の改善指導といたしましては、内職の委託内容を明確にするといふようなことに意を用いてございまして、各種補導所はそれぞれ独自の内職手帳といふものを発行いたしまして、内職者にこれを交付して、また、内職者が委託を受けるときには、委託者がそれに納期、支払い方法、すべて明確に記入するようにとすることをいたしてございまして、

大体以上が今日都道府県の内職公共職業補導所が行なっております業務のあらましでございます。これは府県行政として行なうものでございまして、私どもといたしましては、この府県に對しまして補助とともにその業務内容について指導をする、このような形で進めております。

○伊藤議員 次にお伺いしたいのは、授産施設的生活保護法、それと社会福祉事業法あるいは家庭授産制度の利用状況をよく概要でけつこうですか、簡単にひと。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘の点は、行政としては厚生省所管になっておりますが、その概要を申し上げますと、生活保護法に基づきましていわゆる保護授産施設の数、昭和三十五年以降の傾向を見ますと、やや減少の傾向にございまして、昭和三十九年には百九十という施設数になっ

ております。それから、社会福祉事業法によりまして授産施設は、これは施設数としては大体横ばいの状態にございまして、昭和三十九年は百七十という数に相なっております。その利用者の数は、ただいま申しました施設の数の減少傾向とパラレルの関係にございまして、保護授産施設につきましても昭和三十五年におきましては七千四百六十六名程度でありましたが、漸減いたしまして、三十九年におきまして五千八百三十三名となっております。また、社会事業授産施設利用者の数は、これもやや減少いたしておりますが、三十九年におきましては五千四百十六名という数字になっております。

これらの施設利用者方がどのくらい働いてどれだけの収入を得ているかということにつきましては、各地域ごとにまちまちでございまして、たとえば、東京都の場合につきましては昭和三十九年の平均で見ますと、この施設の場合内職施設利用者は一日の労働時間が八時間、一月の労働日数二十三日、一月の工賃約一万八千八百円という数字になっております。しかし、この施設を利用しない家庭授産利用者、一日の労働時間八時間、一月の労働日数十五日、一月の工賃約四千円、かなり低い額になっておるわけでありまして、施設の問題については、数のみならず、機械設備が老朽化しておるといったような問題もいろいろあるようございまして、現状はほほ以上のとおりでございまして、

【委員長退席、理事柴田栄君着席】
○伊藤議員 次にお伺いしたいのは、小規模企業共済制度への加入状況、これも概要でけつこうですか。

○政府委員(村上茂利君) 小規模企業共済法によりますところの制度の実施状況でございますが、これは先生御承知のように、この制度に加入できる者は、常時使用する従業員数が二十人以下の個人事業主または会社等の役員で、これらのものは小規模企業共済事業団と共済契約を結んで掛け金を積み立てるといふ制度になっておるわけござ

います。これらの制度がございましてけれども、これが家内労働者などのように結びつくかという点につきましては、この制度のためからいたしまして問題があるわけでありまして、いま結論的なことを申し上げる段階に至っておりませんけれども、こういった問題につきましては今後十分に検討を要するものと考えておる次第でございまして、

○伊藤議員 次に、家内労働全般について、三〇〇何いしたいと思っておりますが、この家内労働者の多くの方は低賃金でございまして、労働環境の不安定性、あるいは劣悪な作業環境、こういったことを百も承知の上で家内労働に従事せざるを得ない、そういった状況にあらうかと思っております。特にここで問題なのは、戦後日本の経済成長の陰には、日の当たらぬ者の、生活苦と戦いながら家内労働によつて細々と生活をつとめている人が多数あるわけですね。こういった現状を大臣としては一体どう見られるか、その点が一つ、それと、その事実を確認された上で、今後どのような対策を講じようとするのか、その概況についてひとつ大臣のお考えを伺いたい。

○国務大臣(小平久雄君) 先生御指摘のように、過去における経済一般の目ざましい発展の陰に、生計費等の上昇に伴いまして、生計を維持するために劣悪な条件のもとに家内労働、特にまあ内職的な家内労働をやっておられる方が多数あるということも事実だと思っております。また同時に、最近におきましては、まあ家庭生活といふものが一般に合理化されたと思っております。主婦の家事に使われる時間といふものがある程度削減されるに至つておる、したがって、余暇ができてきた、こういった関係からいたしまして、これはもちろん全体からの割合とすれば比較的小さな割合には違いないと思っておりますが、必ずしも生計を維持するのに絶対必要だという立場よりも、いわば生活を向上するといふ、あるいは余暇の利用、こういったよりよい立場から内職をなさる向きも最近はある程度はある。こういったことが実際問題として実情であると思っております。しかし、何と申しましても、一番

問題なのは生計を維持する、そのために内職的な家内労働をやらなければならぬ、こういった人が数多く、またそれが大部分を占めておるといふ事実であらうと思っております。そういった状況でございまして、したがって、そういった作業の環境なりあるいは作業の条件なり、こういったことを改善していくということは、家内労働者それ自体にとりましてもきわめて重要なことであることは申し上げるまでもございせんが、また一面におきましては、それが雇用をされておる労働者、これの賃金、それとの関連においていけば足を引っぱるというよりな事情がこれまた必ずしも私はないわけではなからうと思っております。そういった関係からいたしまして、この家内労働の労働条件というものを改善していくということは、労働事情全般の改善のためにも、また、それらの方々の経済的なあるいは社会的な地位の向上のためにも、あるいはさらに大きく申せば、国の経済全般の見地からいたしまして、きわめて重要なことである、かように考えておるわけでございます。

【理事柴田栄君退席、委員長着席】

そこで、今後しばらくはどういう策をもつてこれを打開していくかという点につきましては、これも先ほど来いろいろ御指摘をちょうだいいたしてるところでございまして、当面の労働省の施策といたしましては、さきの調査会に示されました報告なりあるいは見解なり、これらを基盤として、先ほど来御説明申し上げておりますような諸点を一そう強力に当面は推進をいたしていく。さらに、今回御審議をいたしておりますこの審議会が発足いたしますならば、それらの意見を十分尊重いたしまして、さらに強力に法的な裏づけをもつて施策を進めていくということにいたしたいと思っております。先般も申し上げたのでありますが、私といたしましては、家内労働法というものがやはり必要である、私は実はさように考えておるのであります。まあ、さきの「見解」に示されておるところも、法的措置を含めて今後どういふこ

とをやるべきか、総合的に検討するための審議を設けることがよろう、こう言っておられる。

そこで、審議会ではたしてこの法的措置というものを、つまり、家内労働法といったようなものをつくるべきだという、おそらく私はさつぱらに申し出て、結論が出るのだらうと思いますが、いずれにしても、その点も御検討をいただくことになると思いますが、でき得れば、私としては、法の内容等を十分御検討いただいて、その法に基づいてさらに強力に推進をしていく。もちろん、先ほど局長から申し上げましたとおり、必ずしもこの法ができたからといって、法だけで済む問題では私はないと思います。そういう点につきましても、十分行政的な配慮も配りまして十全を期してまいりたい、かように考えておる次第であります。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、日本の工業製品輸出額を見ますと、軽工業製品の占める割合が大体五割くらいだと聞いておるわけです。そこで、お伺いするわけですが、これは、やはり何と云っても質よりも値段が安い点で欧米に進出しておったと思うのです。ところが、最近、後進国の進出が相当目ざましくなってきたわけです。価格の点では日本も一そう苦しい立場に追い込まれておるのが実情だと思えます。これを切り抜けるためには、何としても、製品のいわゆる良質化ということ、いわゆる高級品に方向を変えようと、そういうことが望ましいわけです。こうした一連の変化は、やはり日本の軽工業界に重い比重を占める家内労働者の将来に大きな影響を与えるものと考えられるわけです。そうだとすれば、何らか対策を講じなければならぬと思うのです。この点はどういうふうに考えておられますか。

○国務大臣(小平久雄君) わが国の内外をめぐる産業の事情というものは、確かに先生がたいていお示しのとおり道を歩んでおると私も思っております。わが国も、かつては軽工業のほうが輸出の大宗を占めておったわけでありましたが、近年は逐次これが化学工業、そういうような方面に向かつておると、まあ、こういふ大勢であろうと思

ます。そこで、特に家内労働といたしましては、むしろ軽工業との関連というものがいままでは多かったらうと思えます。こういう点について、私どもが聞き込んでおりますところでも、たとえば例の造花などの関係でも、最近ではむしろホンコン・フラーとさえいわれるように、かつては日本が非常な上位を占めておったわけでありましたが、安い労働力によるホンコンでの造花の輸出というものが非常に多くなつており、そちらにむしろ本家を奪われるような事態にすらなつておると、こういうことを聞いておりますが、まあ、これは一例にすぎませんが、そういう面で、家内労働がやはり後進国の低賃金の労働に逐次影響を受けざるを得ない、こういう大勢にあると思えます。でありますから、私は日本の家内労働につきましても、もちろん、日本産業全般のなにかにいたしまして、必ずしも家内労働が、今日では繊維関係であるとか、そういうたぐいまれな工業のうちでも簡単なもの、こういうものばかりでなく、たとえば電気製品の関係とか、いろいろそういう方面にも及んでおるようでございますが、いずれにいたしまして、やはり家内労働についても技術の向上ということが当然これは要求されるわけでありまして、それを通じて、またより一そう高級な品物をつくっていくと、こういう方面にやはり今後どうしても進めていかなければならぬと思えます。そういう関係から、家内労働についても技術の指導ということが私は将来非常に大きな問題であり、また、当然やらなければならぬことだらうと、かように考えておるわけでございます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、専門的な労働の多くは中小企業労働者からの転職者が多い、こういうふう聞いておるわけです。そこで、お伺いするわけですが、なぜ中小企業の労働者がそういう方向に行くのか。それは、言うなれば、中小企業のいわゆる劣悪な労働条件等のこれは何と云っても弱点を示しておるのではなからうか、そういうふうにお考えいただけます。この点を大臣としてはどう考えますか。

○国務大臣(小平久雄君) 専門的な労働者に中小企業の従業員であつた者がなる場合が多いのではないかと御指摘でございますが、私は、これにはいろいろ実はあるんじゃないかと思つております。お示しのように、中小企業等働いておられた方が独立してやるという場合ももちろんこれは相当あると思えます。このことは、中小企業の労働条件が劣悪であるから、むしろ独立してやりたい、こういう、基本的には人間の独立心と申しますか、そういう考えからやる場合、あるいは、あまりに中小企業の条件がよくないからと、両者の立場が合致せざるを得ないかと思

います。と同時に、専門的な場合には、必ずしも中小企業その他の従業員であつたというよりも、いわば特殊技能的な、ややオーバーかもしれないが、先祖代々特殊な技能を受け継いでおるといふような場合も私は相当これはあるんじゃないか。たとえば、特殊な織物のようなものであるとか、あるいは工芸品的なものをつくる場合とか、そういうたぐい、いろいろなケースがあると思つておるわけでございますが、いずれにしても、従業員等を使わずに家族でやつておる、こういうものもある、しかも、あまり大量生産には向かないようなものもある、こういうたぐいにやつておるようでありまして、問題は、家内労働のうちでは、しかし専門的にやつておられる方は、まだ私的には、内職的なものなどに比べますならば、比較的優位な立場にあられるのではないかと思つております。もちろん、それだからそれでよろしいというわけじゃないかもしれませんが、比較の問題とすれば、そういうことじゃなからうか、かように考えておるわけでありまして。

○伊藤道雄 身体障害者とか、あるいは未亡人、あるいは長期療養者、あるいはまた失業者、こういう気の毒な方々が、やむを得ずして家内労働で生活を立てざるを得ない現実があるわけですね。こういう現実をどのように理解して、今後どのように救済されようとするのか、こういう面も相当大きな労働政策にならうと思つていますが、

その点いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 確かに、御指摘のように、身体障害者あるいは長期療養者、未亡人、失業者といったような方々につきましては、最近の求人難にもかかわらず、就職の機会を得ないために、内職等をやらざるを得ないという傾向があるわけでございます。この点に關しましては、いわば落ち込んだ層といたしまして、生活保護の適用を受けるとか、社会福祉事業法の適用を受けるとかといったような者につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、授産施設としてかなりの数が設置されておるわけでありまして、ただし、こういった方々を、生活保護とか福祉という観点だけでとらえて施策を講ずべきか、そうではなくして、やはり残存する労働能力をいかに活用するかといった積極面からとらえるという基本的な問題があるかどうかと存するわけでありまして。この点につきましては、臨時家内労働調査会の報告書におきまして、この問題の深刻かつ重要性を指摘されまして、今後これをどのような観点に立つて施策を推進していくかという点についての問題提起をいたしておるような次第でございます。問題が、労働行政のみならず、ただいま申し上げましたように、厚生行政と密接に関連する分野でございます。したがって、これらの方々の生活安定対策として家内労働的な角度から接近して施策を講ずべきかという点について基本的な問題があるわけでございます。労働省といたしまして、こういった層の人々に対しては、施策を進めなければならぬという考えを持っておりまして、家内労働問題の一環といたしまして、審議会ですらに十分御検討いただき、かように考えておる次第でございます。

○伊藤道雄 次にお尋ねしたいのは、その家内労働にはほとんどいわゆる仲介者がつきまわっているわけですが、これは仲介者と言つていい方がいいのか、これは現実には中間搾取とならないかというふうにお考えられるわけですか。中間搾取——いい悪いは別として、それなら存在を認められる

わけですけれども、もし中間搾取でないとする
別に存在価値はないと思いますが、そういう点は
現実はどうですか。

○政府委員(村上茂利君) 内職に関する仲介人の
数は約九千人というふうに臨時家内労働調査会の
報告では出しておるわけでありまして、この仲介
人等を通ずる委託の形式につきましては、これは
幾種類も型がございます。仲介人が幾つもの層
に分かれて、いわば重層的な仲介組織があるわけ
でございます。また、仲介人がみずから家内労働
者でもあるといったような場合もございます。非
常に複雑な形をとっております。この仲介
人が手数料を取ることに伴って中間搾取を行なう
のではないかと問題につきましては、確かに
そのような可能性を内蔵しておるということは
事実であるわけでありまして、臨時家内労働調
査会の調査におきましては、仲介人の手数料の額
は、普通、家内労働者に渡す工賃の五ないし二
五％程度を目安に定められておるようだが、そ
の手数料は、社会通念上から言って、仕事の中心
を考慮して不当に高いと一がいに断定することは
できない、しかしながら、御指摘のように、不当
に高い手数料を取る可能性を内蔵しておる、した
がって、このような仲介経路をただしまして、不
当に高い手数料を取る中間搾取の弊害をたらす
ことを厳に戒めなければならぬという見解を示さ
れておるわけでありまして、この仲介人をどう扱
うかという問題は、今後、家内労働法を考へる場
合に最も基本的な問題の一つにならうかと存するわ
けであります。しかし、仲介人の法的な地位をど
のように考へるかという点につきましては、いろ
いろ問題があらうかと存じます。しかし、外国の
立法例等もあるわけでございます。家内労働法
の制定の際に最重要問題の一つであるという認識
をもちまして十分検討してまいりたいと考えてお
る次第でございます。

○伊藤道雄君 この家内労働を考へた場合、どう
してもこれが多くの場合家族全員の労働というこ
とを余儀なくされる場合が相当あるかと思うので

すね。そういう場合、老人や子供が補助的な立
場でおかあさんの内職を手伝う、そういう場面が
よく見受けられるわけですね。こういうことになる
と、特に子供の場合は、教育上また新たな問題が
出てくると思うのです。そういうような弊害をど
ういうふうにお考へになつておるか、また、そう
だとすれば、どういふ対策を考へておられるので
すか、これも大きな一つの問題点にならうと思
うのです。

○政府委員(村上茂利君) 確かに御指摘のよう
に、この問題、非常に重要でかつ複雑な問題でござ
います。一々の家庭におもむきまして、老人や
あるいは児童の内職補助作業を規制するかどうか
という点になります。きわめて困難な問題が
あるわけでありまして、しかしながら、そのような
家族ぐるみで内職をせざるを得ないという基本
的な原因はどこにあるのだろうかという点に思
いをいたします。やはり工賃が著しく低いとい
つたような要因もあるわけでありまして、したが
って、今後家内労働審議会でも基本的な検討を行
なつていただくわけでありまして、その接
近のしかたを、不当に低い工賃の是正という角度
から、家庭の主婦だけが中心に作業を営んでもか
なり収入が得られるといったような面での問
題をたすべきか、あるいは児童、老人の作業に
ついて、いわゆる監督的、取り締まり的な方法で
臨むべきかという点についてはいろいろ問題があ
らうと存じます。しかし、国が監督いたしますに
つきまして、個々の家庭に入りましてこの問題
をたすという点につきましては、実際上非常
に問題があるわけでありまして、したがって工
賃の面から接近する、あるいは仲介人等を通じ
まして一つの指導としてそういう問題のただし
ていくか、いろいろ接近の方法があらうかと思
うわけでありまして、したがって、重要性につ
いては深い認識を持ちながらこの具体的な処理の方
法につきましてはさらに検討を進めてまいりたい
と考へておる次第でございます。

○伊藤道雄君 現在のよりな経済情勢の中では、

中小企業のいわゆる大資本家からの圧迫等もあつ
て倒産が相次いでおるわけですね。また、倒産前
の苦しい状況下に置かれておる。そういうこと
になると、この中小企業と密接な関係のある家内労働
者にもこれが影響してきて、工賃の支払い不能
という問題も起きてきようかと思ふのです。い
ままでそういう事実はどうであつたか、また、も
しそういう問題が相当あるとすれば、はつておく
わけにはいかぬ。やはりこの対策を講じなければ
ならないと思ふ。どういふふうな対策を立て
ておるか、そういう点をお伺いしておきたいと思
います。

○政府委員(村上茂利君) いわゆる工賃不払い問
題等が不況に伴つて家内労働にも及んでおるの
ではないかという点につきましては、確かにそのよう
な事実があるように私も承知いたしておるま
すが、ただ、数的にどのようなかものであるかとい
う点については明確なものを把握してございませ
ん。ただ、たとえば内職の例にいたしましては、
内職公共職業補導所において指導いたします場合
には、この工賃不払いのないように、まず優良な
委託者を選定するという非常に努力を払つ
ておるわけでありまして、したがって、内職公
共職業補導所であつせんなり処理いたしておりま
すものにつきましては、ほとんどこの工賃不払い
がないというふう聞いております。しかし、こ
のようないくつかの機関を通さずに行ないますものにつ
きましては、行政上調査いたしたわけではありませ
んが、幾つかの陳情を私どもも受けておりまして、
そういう事実があるというところは承知いたして
おるわけでありまして、ただ、法的に、賃金不払
いと同様に労働基準監督機関で処理し得ないとい
う問題がございますので、実は、従来陳情をいた
さなから、個別の法的な処理につきましては、い
わば事実上の指導を行なつておる。しかし、悪質
な仲介人や委託者になりますと、結局、家内労働
者の方が泣き寝入りというより不幸な事態にな
るよりございまして、この点も今後どのように
処置するかという点につきまして、具体的解決を

要する非常に重要な問題であるというふうに私
どもも存じておるよう次第でございます。もしこれ
が最低賃金法による最低工賃という形でございま
すと、これは法的に支払わしむる根拠もございま
するから、法的に支払いを形制するといふことが
可能になつてまいります。しかし、遺憾ながら一
般の不払い工賃につきましては、そういう法的な
措置がないという現状でございます。繰り返して申
上げまして恐縮ですが、これも今後家内労働法
制を考へる場合に非常に大きな問題点であるとい
うふうに考へまして、十分検討を進めたいと思
っております。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、弱い立場
にある家内労働者が委託者に対して、あるいは工
賃その他のいわゆる条件を特に改善の面について
要求することはなかなか実際問題としては至難
であらうと思ふ。そこで、いろいろ政策が具
体的に考へられると思ふますが、家内労働者の組
合をつくつて、組合の力によつてこの工賃等の労働
条件の改善を要求する、こういうことも、なか
なか、その条件が違ふものを一つの組合にまとめ
るといふことは、非常に至難中の至難であらうと
思ひますけれども、できる面からこれを逐次組
合を結成するといふことは可能であらうと思ふ
のです。こういう考へ方に対して、大臣としては
一体どのように考へになつておりますか。

○国務大臣(小平久雄君) 先生のおっしゃる
組合という意味が、あるいは現行の労働組合的な
もので言われているのか、あるいはそういう労働
組合的なものか、必ずしもそういうものではない
くて、何か何らかの組織という意味なのか、そこ
のところ、はなはだ失礼ですがわかりませ
んが、いずれにしても、私自身も、何と申しまし
ても、特に家内労働の中の内職的なものは、個々
の家庭においてとにかくやつておられる仕事で
すから、これを全然組織化せずに内職の作業条件
というものを改善していくといふことは、なかなか
これは実際問題としてどういふ性格の組織になるか

は慎重に検討を要すると思いますが、何らかのやり方組織化ということは私も必要ではなからうか、それは、かりに法をつくって、法に基づいた指導をする、あるいは監督をするということになりまして、今日のように全然組織のない姿、個々の家庭について指導、監督するということ、これは言うべくして実際問題として至難のわざであると思いますので、先ほど申しましたとおり、組織のしかた、その性格等については、これは慎重な検討を要すると思いますが、何らかの姿の組織化というものは、法の円満な運用という点から考えましても、将来必要なことではないか、かように考えております。現在でもグループ的、いわゆるグループと申しますか、そういうことで補導所をそれを中心にした指導あつせんなんということをやっておるようですが、将来、この点も十分検討しなければならぬ問題だ、かように考えております。

○伊藤頼道君 この家内労働についての問題点はいろいろあるわけですが、ここでまとめてみますと、最も重要なものの一つとしては、いわゆる最低工資の設定、これは最賃法に見合ひ、いわゆる最低工資の設定ということがまずあげられると思うのです。それと、委託条件を明確にするということ、これも一つの大事な面だと思ふのです。それと、労働災害の防止とかあるいは労働時間の適正化、これはいわゆる家内労働だから時間おかまいなしということでは相ならぬと思ふのです。まだほかにもたくさんありましようけれども、これらあげた四つの問題については、きわめて重要なものであらうかと思ふんです。そうだとすると、やはり労働省としても、これらの問題にどのように取り組んで、そうしてどのように対策を講じようとしておるのか、ごく要点でけっこうです、この問題別にひとつ大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小平久雄君) ただいま先生がおあげになりましたような点が家内労働の問題としてきわめて重要なポイントであるということには全く同感でございます。そこで、これらの点についてどうしていくかということでございますが、先ほども申しましたが、当面の施策としては、やはり法的な根拠はございませんが、しかし、労働問題一般、これが改善をはかっていくということは当然労働省のつとめでございますから、行政措置といたしまして、これが、先に申しましたような発注者の側、あるいは受注者側、両者について御指摘のような点についての施策をできるだけ強力に進めてまいりたい、かように考えておるわけでありまして、将来家内労働法というふうなものができますならば、もちろん、その法に基づいての指導あるいは監督ということも十分これはやっておりますが、これは先般申したのであります、そのためには、これも先般申したのであります、行政機構としても今日の程度でよろしいかどうか、これらの面もあわせて十分検討しなければならぬと思ふます。ただその中で、先生の御指摘の中で、最低賃金に見合ひ最低工資の決定という問題がございますが、この点は、先ほど局長から申し上げましたように、作業が必ずしも賃金と家内労働でやる工資とはかみ合ひないというふうな事情がありまして、まだ設定はいたしておりませんが、最低賃金がどうしても低廉な家内労働の工資のために実現がむずかしい、困難におとし入れられておるというふうな、そういう事態が発生いたしますならば、これは法の定むるところによつて、もちろん現在でも最低工資というものをきめなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○伊藤頼道君 いま大臣からもお考えがあつたわけですが、やはり取り組む姿勢としては、順序としては、まず家内労働の実態を具体的に把握しなければ始まらぬと思ふのです。そこで労働省としては、当然に家内労働の実態を、それぞれの面で具体的に把握するということ、そして手がかりのつかめたところから漸次実現に移していく、姿勢としては、そういうことが必要である。具体的には、いま大臣が御指摘になつたように、家内労働法の制定に向かつて万全を尽くす、こういうことに尽きようかと思ふます。特に家内労働法の制定については、最賃法をどうしても実効あらしめるためにも、これはもう抜本的に、各般の十二分に熟慮した、いわゆるきめこまかい態度が必要であらうかと思ふ、こういうふうな考えられるわけですね。こういうふうな考え方に対して大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(小平久雄君) その点はもう先生御指摘のとおりでございます、御意見十分尊重いたしまして行政を進めてまいりたい、かように考えております。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○委員(熊谷太三郎君) 速記を起こして。それは、午前はこの程度として、午後は一時二十分より再開いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時四十分開会

○委員(熊谷太三郎君) 委員会を再開いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き本案の質疑を行ないます。

なお、関係当局の御出席は、矢倉恩給局長、大屋敷恩給局問題審議室長、以上の方々でございます。

それでは、御質疑のおありになる方は、順次御発言を願います。

○山本茂一郎君 私、恩給法の改正案につきましても御質問申し上げたいと思ふわけです。これを私は二つの面からお伺いしたいと思ひます。

それは、一つは全般的にわたる問題であります。もう一つの面は、個々の問題についてお伺いしたい、こう考えておるからであります。総務長官がお見えになりませんか、全般に關する問題は総務長官がお見えになってから後に質問いたすことにいたします、まず、個々の問題からお伺いしたい、こう思ふのであります。

まず第一は、ベースアップの問題でございます。私はこの問題には二つの面があると、こう思ふのであります。すなわち、一つは、現在恩給受給者が受けておる二万四千円ベースというものと、現職の公務員の受けておる俸給の三万九千円のベース、ここに一万五千円のベース上における差があるという一つの現実の問題。もう一つの面は、改正案第二条ノ二による調整、いわゆる調整規定の問題、この二つの面があると思ひます。

そこで、これをどういうふうにして実行されるか。この二つの面をいかに実行されていくかという点についてお伺いしたいと思ふのであります。いままで衆議院その他におきまして、いろいろと当局の御答弁によりまして、御意図のところはよくわかりましたけれども、この両者の関係という点について、もう少し掘り下げた御意見をいただきたい、こういうふうに考えるのであります。言いかえますと、くどいようであります。この一万五千円の差というものは、大抵三割ぐらいつけたいという、一般公務員のベースと均衡のとれたものにならない、こういう現実があるわけでありまして、それで、この差というものは、これは早急に改正を要するものと考えてるのであります、これを修正することなく、かりに第二の面でも、これは第二条ノ二の実施をいたしましたにしても、これは第二条ノ二をやつた価値が非常に減ると思ひますと、一方において非常な弊害が起る、いわゆる一万五千円の差をそのまま固定をいたしまして、第二条ノ二をフルにこれを活用いたしまして、恩給受給者は永久に非常な不遇な地位に固定される、こういう問題になると思ふのであります。この点につきましても、政府当局としては、この明白な差額を、どういふ手順によつて、どういふ手続によつて、言いかえますと、これが審議会においての答申を待つのであります、答申を待たずして、このような明白な事実を至急やるか、こういうふうな順序と手続につきましても、ひとつお答えをいただきたいと思います。

う思います。第二条については、あとで伺いたいします。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま先生御指摘の、いわゆる恩給については二万四千円ベース、現在の在職公務員の給与が三万九千円、そこに一万五千円の差がある、これをどのように調整規定の運用の中で問題としていくのだからかという御質疑でございますが、先生も御承知のように、現在の在職しております公務員給与は、実はその給与内容が、かつての給与の立て方とかなり違っておりまして、現行の公務員給与は、どちらかというと、職務給的な内容に相なっておりまして、したがって、その職務給的な内容を含みといたします公務員の給与実態というものは、かつて恩給公務員として在職された方々のそれとはかなり内容的に変化がございます。したがって、三万九千円と二万四千円というふうに比較することが適切であるのかどうかという点については、かなり問題が存するわけでございます。しかしながら、恩給受給者の立場からいたしますと、やはり三万九千円と二万四千円というのは明々白白じゃないかという印象がかなりあるであろうというところは私たちが察するところでございます。したがって、こういう点について、どのように受給者の方々に理解をしてもらうかという点が、やはり恩給制度の運用をいたします政府側としては問題の存するところであるというところは、十分われわれも承知いたしておるわけでありまして、ただ、これの理解と納得を得るということについては、現行恩給法のそれと、それから、現在の在職者の公務員給与のそれとがかなり技術的な問題を含んでおりますだけに、これらの理解を得るということについてはかなり困難があらうかと考えておるわけでありまして、以上のような大体給与の立て方の本質的な差異というものを含みとしつつ、今後この給与の改定が、現職の公務員給与の改正、恩給法の給与改正というよりな形で考えてまいります場合には、どのようなあり方が一体今後望ましいのかという点が必然的に私たちの課題になります。

るわけでございます。これらの点が、今回設けられようとしたしておりますいわゆる調整規定の運用のしかたという問題にからんでよりかかと存するのではありません。調整規定は、御承知のように、いわゆる恩給という特異の性質を考慮しまして、現行のいわゆる国家公務員の給与等をよりどころにするという一つの柱を立てました関係上、これらをどのように調整してまいるかという点が必然的にこの調整規定の運用の今後の課題に相なるわけでございます。そこで、そういう運用のしかたをいかにしていくかという点について、これはそれなりにやはりいろいろな社会的な、あるいは経済的な諸条件をも反映させながら、この調整規定の運用のあり方ということが問題に相なるかと存じますので、そこで、今度設けられております審議会に、それらについての今後のありようというものについての御検討をいただく、かように考えておるわけでございます。

以上のような事情でございますので、私たちも、直ちに三万九千円と二万四千円と申すのは、いささか問題があらうかと考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君 御丁寧なお答えをいただきましたが、私の申し上げておるのは、觀念上において区別をしていただきたいということでありまして、第二条ノ二の調整規定の運用とこの問題をからむことは、これは避け得ないと思うのです。そういう方法もあると思うのでありますけれども、しかし、現実には存しておるこの差額をいかにして修正をし、また、今度の調整規定によって今後における一般公務員との関係をどう律するかということは、觀念上に区別をして実施をされたいという、非常な、調整規定そのものが歪曲をされた運用になるのじゃないか、とらえどころのないものになるのじゃないか、こういうことを私申し上げておるわけでありまして、なお、審議会におかけになるということですが、私は必ずしもそうでないのじゃないか。改正する必要というものがもうはつきりしておるのでありますから、

審議会の答申を待っても待たなくても、私はこれはでき得る問題である、こういうふうに考えます。

それからもう一つ伺いたいと思いますのは、いまの共済組合年金におきまして、その年金の基礎になりますものは、現在の退職時における俸給から、いま言いました、最近の社会生活上の特異の条項というものの金額を除去したものを基礎として計算されるのであります。それとも現給の俸給そのものを基礎として計算されるのでありますか、その点ひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに、最初の問題として先生御指摘のごとく、実は恩給のベースというものをどう考えるかという点につきましては、調整規定を待たなくても、これまで繰り返してまいりましたように、実はその増額改定というものはそれなりに措置のできる問題でございます。ただし、その増額措置をやつてまいります基本の問題の考え方として何を取り上げるかという場合に、今回調整規定が、国民の生活水準、物価、国家公務員の給与という柱を立てられましたので、そこで、おのずから政府側の今後のいわゆる恩給の額の年額改正を考える場合には、必然的にこれが柱となつて動いてくるであらう、かような意味で申し上げたわけでございます。

さて、その次に出了ました、いわゆる共済年金というものは、確かに退職時俸給ということが基本に相なっておりますけれども、一応その年額の考え方としては、いわゆる過去三年間の平均俸給額が年金額の計算の基礎に相なっております。

○山本茂一郎君 そこで、現在の恩給受給者の気持ちといたしましては、一般公務員のいまの給与というものと、その旧軍人が退職をしたときの給与というものは同額に考えて、この間に差のないもの、こういう見解をとつておるということをごに申し上げておきたいと思つております。理論的に言つていろいろと議論のあることはよく了解はできるのでございますが、そういう受給者の

気持ちであるということはひとつ頭に置いて措置をしていただきたい、こういうふうに思つております。

それから繰り返しますが、この両者の問題がたゞいまの御答弁でははつきりしないものが依存として残るのであります。言いかえまして、他のことをもつていたしますと、言外の義は別といたしまして、お答えの表面だけで言いますと、いまの差額というものは正當な当然あるべき差額であつて、いわゆる格差というものはあるべき格差であるから、第二条ノ二の運用というものはこの上に立つてやるのだ、こういう意味に解釈できないことではないと思つております。そうではないと思つたが、その点もう一度はつきりさせていただきます。

○政府委員(矢倉一郎君) 私のお答え申し上げましたのは、現在の恩給のいわゆる基準になつております二万四千円が、現時点において何らの問題がないという意味合いにおいて申し上げたわけでございますので、確かに、この現在の一般的ないわれおる二万四千円が少なくとも恩給額として妥当するものかどうかという点については、それなりに問題もあらうかと存じます。したがって、私たちは、この恩給額というものを絶えず見直していくという政府側に責任があるということとは、十分に承知をいたしておるわけでございますが、ただ、三万九千円とこれを比較をいたしましたときに、三万九千円というものは、一つのやはり国家公務員の給与という、今回立てられた柱の一本でございます。したがって、そういうものも二万四千円を見直していくときの基本になるであらうというところだけは、私たちが十分承知いたしておるわけでございます。

○山本茂一郎君 次に、この改正法第二条ノ二の調整規定について関連をしてお伺いしたいと思つております。これはほかのところでお答えになっておりますように、数歩前進であるということとは、私もそう感じまして、非常に御配慮に付いてありがたく感じておるのでございますが、しかし、この規定が実際に価値のあるものであるか

どうかという事は、一に運用だけにかかっておるのであります。今日までの衆議院その他における審議を拝聴いたしますと、この運用の面についての政府の考えといふものが明示されておらないと言つても過言ではないと、こう考えるのであります。そこで、この規定ができました後に、従来政府がおやりになつておりましたように三年に一遍くらいずつこの恩給の是正をされておると、こういうことが、今後この規定ができた後においても、やろうと思えば同じことが出来るのではないか、こういうように私は考えるのであります。そういう意味において、この問題をひとつはもとよりどういふように運用するかというところのお考えをお示しいただきたい。しかし一方、政府当局といたしましては、いろいろな關係上、いまそれをお示しをしない事情も察し得ないではございません。しかし、大体的方向が、従来よりも数段の進歩をするのだというところから、私ははつきり示していただけるのじゃないか、こういうふうに考えるのであります。ひとつもう少しはつきりと政府のお考えをお示しいただきたい。これは、もとより恩給審議会の答申によつて左右されることは当然でございますけれども、しかし、法律としてできたものをどういふふうに運用するつもりでつくつたかということをはつきり示していただきたい、こう思うのであります。

○政府委員(矢倉一郎君) 調整規定のいろいろな今後のあり方につきましては、先生方としても非常に御関心をお持ちであることは当然でございます。すし、われわれこれを運用していく立場にあるものとして、これをどのように運用していくかという事は、それなりにいろいろ考へてみなければならぬ内容を含んでおるわけでございます。ただ、これまでも衆議院の内閣委員会等においてもお答え申し上げました点は、実はこの調整規定は、いわゆる厚生年金の調整規定のそれによりつゝ恩給についての特質を織り込んでいこうとする

ことで今回の法改正ということに相なつておりますので、したがつて、形式的に申せば、厚生年金のそれに近いということに相ならうかと思ひますが、しかし、私たちは、恩給法の運用という面から見ますと、この調整規定が、かりに旧来恩給調整という一つの措置が、法のいわゆる明文を待たずして、實際的に増額改定をいたしますときに、やはり物価も特段の配慮の対象に相なりますし、生活水準の変動も一つの課題になります。また一方、年々国家公務員の給与改定が行なわれておりますので、必然的にそれらの内容もしんじやくをしてまいるといふことが、これまでの増額改定をいたしますときの基本的な態度であつたことは事実でございます。したがつて、今回それが明文化されるということによつて、その明文化された法の規定の効力というものは、必然的に政府側の行政運用の基本とならざるを得ませんので、したがつて、この規定の運用自体が、旧来のそういう法の規定が明文化されていなかつたときからすれば、はるかに実は明確な根拠が与えられた、かようなことに相なりますので、その限りにおいてこの法的効力というものををのし上げてまいつたわけでございますが、ただ、それをいかようにするかというところに相なります。たとえば、現行の国家公務員給与の立て方の問題等もございまして、したがつて、それらをどのように、現在のいわゆる恩給を措置するときに、過去の給与をもらつていたことを一つのよりどころとする恩給のあり方にどうつないでいくかという点については、これまで実はそう単純に答えを出しかねるというふうなところから、今回まで、恩給審議会のいろいろな御討議に待ちたい、かようにお答えを申し上げてまいつたわけでございます。

○山本茂一郎君 ただいまの御説明で厚生年金の精神も一つのよりどころとしてこの法案の考え方一つに入つてゐるのだ、そういう御説明でございますが、私はむしろかしい理論は知りませんけれども、この恩給という性格のものから考えますと、公務員給与のあり方というものが一つの大きな基準になつてくるのではなからうか、こういうふうに考えるわけですか。そこで、公務員給与のいわゆる行政の適用の原則に基づきまして五〇%以上の向上をやらなざるがため場合には、人事院はこれを国会と政府に向かつて勧告をする責任を持たされてゐる。この五〇%というところの基礎といふものが、やはり第二条の適用のときの基準に考へていいのじゃないか、こういうふうに考へてゐるわけですか。また、他の外国のいわゆるスライド制をとつてゐる国のやつを見ましても、いろいろ国によつて違ひますけれども、あるいはアメリカのごとく、三〇%というふうなときには云々というふうな規定がありまして、そう大きな差額ができたときに限つてやるということではないと考へるわけですか。その点については、なにももう少しはつきり説明していただくことにはまいりませんか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は、お答えがそのように数字的にできれば私もことに気が楽なものでございしますが、実はこの調整規定をいろいろ考へていまして、たゞいま御指摘のいわゆる一般職の国家公務員の給与の改定を人事院が勧告いたす一つの基準として五〇%という一つの数字、目安がつくられておりますので、そういう点についてもいろいろ検討をいたしましたわけでございますが、しかし、この調整規定は、先ほども申しましたように、厚年のそれに準拠しつゝということを考えてまいりましたところから明確な数字が出なかつたわけでございます。また、各国のいろいろな調整規定も、先生の御指摘のとおり、国によつては直接的にスライドしていくような規定もございしますし、必ずしもそうでないところもございします。そこらにこそ実はこの調整規定の運用のやり方の問題がございします。そこで、この内容については、さらにその十分な意義のあるような内容ならしめるためには、今回設置されることになつております恩給審議会に御意見を伺う。そういうことで、一つの出發されてくる御意見に従つてこの運用の適正化をはかつてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○山本茂一郎君 いまのお答えのように、恩給審議会にかけて、これを実行の一つの基準とか、あるいは気持ちといふものが規定されるということ、これは、非常に實際においてそうなるのだと、こう思うのであります。しかし、先ほどから言ひましたように、現在の恩給そのものと一般公務員の俸給の間に大きな格差がある事実があつて、しかも、この日本の経済状態から見て、これは早急に改正をしなければならぬことも、私は、感情としては当然だろつと、こう思うのであります。そういう意味におきまして、この恩給審議会の答申があつてもなくても、中間答申があればけっこうでございますが、あつてもなくても、この問題については、来たる四十二年において必ず何らかの形においてこれを、一段の向上という点に御尽力していただきたい、こう考へておりますが、これはいかがでございますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生の御指摘のように、先ほども申し上げておりますように、恩給年額の改定については、必ずしも調整規定を待たなくても、あるいは恩給審議会の結論を待たなくても、可能な問題でございします。ただし、今回、その法律案がもし法律化されますと、必然的にその調整規定が明文として働いてまいりますので、そこで、明文として働いてまいります。その運用のしかたといふものは、やはり政府側として、これに対する将来の長期展望の中で考へていかなければならぬ課題もございします。したがつて、恩給の額の改定の当面の問題は、それはそれなりに考慮されるべきであつたとして、調整規定の運用のしかた、それはまた、必然的に長期展望の中で考へてまいらなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

○山本茂一郎君 それでは次の質問に移りたいと思ひます。それは、加算年を恩給金額の計算に入する問題であります。今度の改正法案によりまして、この点が、妻子に限つて、最低恩給年限のその半分の扶助料を足すといふふうに改正していただいたのであります。前もつて申し上げたい

と思ひますが、恩給局長の衆議院における審議に際する御答弁によりますと、この点、誤解があるに非ざるのじやないかという感じをいたすのであります。恩給受給者のほうの希望してありますことは、いま質問の題目にあがりましたように、加算年に対して恩給をつけていたきたいという事柄でありまして、十二年もしくは十三年以下の人に對して、これだけ見てやってくれて、入れてほしいと、こういうものではないのであります。いわゆる四十一年度の予算編成に際しまして、局長が考へていらっしゃるように、十二年もしくは十三年といふものまで加算年に恩給をつけていたきたい、こゝに言つたのであります。この問題は、もつと広い恩給全部、加算に對しまして恩給金額をつけていたきたい、そういう希望であります。そこに差があると思ひますが、これはどういふようになつておるのでしょうか。

○政府委員(矢倉一郎君) いま先生の御指摘いただきました、加算年についてこれをすべて恩給の額として考へるようになつて御希望のあることは、私たちが十分承知をいたしておるわけでございます。

そこで、本年、実は加算年についていかうな解決をするかという問題を考へましたときに、ここに御指摘いただきましたような妻子に對する加算扶助料、これをどのようにしてまいるかという点につきまして、これは、それなりに妻または子についての特殊事情がございまいと考へられ、そこに、そういう事情を考慮して、減算を行なわれないとした場合は一体どういふふうになるかということで、妻または子についての特例措置といふふうな形で解決をいたしたわけでございます。

○山本茂一郎君 今度の改正案が妻と子だけに限定をされておるのではありませんが、この精神を、先ほどから申しましたように、一般の加算年を持つていられる方に及ぼしていただきたい、及ぼすのが、またこの加算年を設けた元來の精神を生かすために必要である、こゝにいうふうには考へるのであ

ります。そこで、この加算年につきましては、私から申し上げるまでもなく、日本政府の持つておられます資料には、まだ不十分な点がありまして、私がお願いをいたしてゐるような状況まで直ちに実行できないという事情にあることは承知いたしておりますが、先ほど述べましたような趣旨によりまして、政府としては、なるべく早くこの加算年に対する調査を完了していただいて、そのうしてこれを金額的に実現をさせていただくようにお願いをいたしたい、こゝにいうふうな思つております。

次に、もう一つ、同じ加算問題について御質問を申し上げたいと思ひますが、三十六年の旧軍人の加算の復活に際しましては、旧恩給法で規定されておりました加算の種類の中で、職務加算を主体とする合計十種類の加算といふものは復活をされておらないのであります。申し上げますと、戦地外勤務の問題、あるいは内地交戦、戒厳地勤務、航空勤務、潜水艦勤務、戦車勤務、不健康地勤務、不健康業務、遠洋航海、艦隊勤務、こゝにいうような問題が除外されております。関係上、これは是正をしていただきたい、これも同じく恩給法の中に入れていただきたい、こゝにいう希望なんです。

政府は、いままで御答弁になつておられますところによると、調査が困難である、いわゆる資料が散失してゐるとかその他の理由によりまして調査が困難であるといふような意味のことをお述べになつてゐるのでありますが、そういうふうな事情にあるにいたしまして、私は、この十種類の加算関係が全部同じような程度に、資料がなかなか集まらないとか、散失してゐる状態にあるとは考へないものであります。この十種類の中を詳細に当たりますといふと、調査可能なものが相当であると私は考へるのであります。また、調査が不可能でありまして、資料の散失した責任は、私は、政府が持つべきでありまして、受給資格者、受けべき資格があると考へられる人の責任に帰すべき問題ではないと思ひます。そういう意

味におきまして、これに對しては、またしかるべき當然の措置が伴ふものだ、こゝにいうように考へるのであります。これについて政府の考へえはどうかお聞かせをいただきたい、こゝに思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま先生御指摘の、戦地外勤務あるいは職務加算、これらの加算につきまして、いろいろ、かねてからこれらについての復活の問題が出てゐるということも十分承知をいたしてゐるわけでありまして、ただ、それにつきましては、私たちがそれなりの検討をいままですてきてまいつてゐるのでありますが、先生もいまちょっと御指摘いただきましたように、実はこの加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものでございまして、現在、これらの勤務に関する資料の実情から見まして、加算を認否しますに困難を來たすといふふうな理由がございまして、この点につきましては、御承知のとおりであります。この点につきましては、御承知のとおり、戦地加算といふふうな場合は比較的一律的に見ることができまして、したがつてそれらの認定による公平、不公平の問題が生じないわけでございますが、この実は職務加算あるいは戦地外勤務の点につきましては、かような点について、もしこれを是認をいたしました場合に、一体どこまでそれが確実に資料の裏づけによつて公正を期し得るであろうかという点について、やはり政府側としていろいろ検討しましたが、実は踏み切ることになつてははるかに今後私たちも十分に検討してまいりたい、かように考へております。

○山本茂一郎君 よくわかりました。ただ、この問題につきましては、いまさういふ——いわゆるこの問題と言ひますのは、加算に恩給をつけていたきたい、この問題でございまして、この問題が文武両方において現実には加算年について金をいたしたいところ、ところが、軍人に關しては、その金という問題については除外をされておる、こゝにいう

問題もありますので、あわせて、この問題は旧軍人の恩給としては特色のある基本的な大きな柱と思ひますので、どうぞ、その意味においてこの上とも御検討をお願いいたしたいと、こゝに考へております。

次に、仮定俸給の年額の格づけの不均衡是正問題についてお願いをいたしたいと、こゝに思ひます。そこで、いろいろの経緯はもうよくおわかりになつておられますが、私はそれはここに説明をいたしません、従来から、この号俸の問題につきましては非常な文武官の間に大きな差がありました。ことに、文官の中におきまして、退職の年次によりましてまた差額がありまして、今度修正をされましたけれども、やはりこの文官の中においてさういふ格差の格差といふものがあつて、この点について十分御検討いただきたいと、こゝに思ひます。旧軍人について申し上げますと、今度二十三年の六月以前の方の修正をされたに伴ひまして、従来からありましたこの格差の格差が非常に大きくなつたといふ事実をひとつ頭に置いていただきたいと思ひます。元來、二十八年に、旧軍人に対する恩給の復活がありましたとき、軍人は四号俸平均格下げを食つておりました。それがその後、尉官以下は修正をされましたが、まだ将官と佐官にその格差が残つておるわけでありまして、その後四回にわたつて文官の俸給がいろいろと号俸を修正されておりました。そういう関係上、私が間違つておるかもしれませんが、私の調べによりますと、以上のような俸給の号俸において差があるといふことをここに申し上げたいと思ひます。すなわち、兵の階級にある者、陸軍で言ひますと伍長それから軍曹、これが大体十二号俸下がつておるわけですから、それから曹長から、曹長、准士官、それから少尉、中尉までは十一号俸下がつておられます。それから大尉が八号俸、少佐が七号俸、中佐が五号俸、大佐が四号俸、少将が三号俸、中将が三号俸、大將が二号俸、終戦のときにおける同格に

おつた文官との間の号俸がこれだけ下がっている。これは私は異常な状態であると考え、私ははなはだ残念でありますけれども、軍人に対する特殊待遇であると決して考えぬのであります。たださういふ条件が、先ほど述べましたように、不十分なる以外に、恩給の基礎になる恩給の格づけが、はなはだしきに至つては十二号俸も下がった状態において処理されるということは、これは私は非常な納得のできない問題だと、こう思ふのです。これは私の検討が間違つてゐるかも知れませんが、大局的な見地において、少なくともいま私の言つた意見は間違つておらぬと考える。この点はぜひ御検討の上、是正について政府の御尽力をお願いしたい、こういうふうな考えるのであります。それについてひとつお考えを。

○政府委員(矢倉一郎君) 御質問ございましたように、現在の旧軍人の仮定俸給が文官等のそれに比べて低位にあるという感があるという御指摘でございます。この点につきましては、先生も御承知のように、戦前の旧軍人の仮定俸給がその実俸給に比べてまあそれほど有利になつていなかった方が場合が、いまの御指摘のような点ではなからうかと思ふのであります。旧軍人の実俸給は、同じ階級の方々の間におきましても、御承知のように、大体の年限、あるいは教育課程の違い、あるいは兵種というふうなものによつて相当の開きがございます。御承知のように、たとえば少佐でございますと、一号から四号というふうな開きがございます。こういった面が実は恩給の中に取り込まれるときに、一本の仮定俸給によつて律するたてまとなされたことは、御承知のとおりであります。したがつて、いわゆる仮定俸給に律するときの立て方、これが一つの今日われわれが恩給的に考えましたときの問題の点でございますが、同一階級の者でも実俸給の低かつた旧軍人につまましては、逆の感もあり得るわけであります。この恩給の基礎俸給の階級ごとに統一するといふたてまをとつてまいりました以上、若干の

問題点が出てくるであらうということは、御指摘の点から当然うかがえる点でございますが、しかし、これをどのようにしてまいるか。考え方といひましては、実俸給を基礎にするのか、あるいは一本の仮定俸給により律するたてまにするのか、あるいはふうな点から、いろいろな問題が、いまの旧文官との対比の点においても出てくると存するものであります。この点は非常に重要な問題でございますので、いかなるいふゆる基本の額を恩給の基礎に考えるかというふうな点につきまして、今後恩給審議会等も設けられることとございすので、かような点についても十分御審議をわづらわしたい、かように考えているわけでございます。

○山本茂一郎君 いま言われました、軍人が階級ごとに一本の仮定俸給をつくつておると、こういう点についての御議論はごもっともだと思ひます。しかし、この格差というものがそれよりも超越した、もっと大きなものであるということも私は一つの事実だと、こう思ふのであります。また、そのほか総合的に恩給というものは考えなければならぬと思ふのでございますが、いわゆる物価の、あるいは小売指数でありますとか、そのほか計算いたします。同時に、いま受けておる俸給が終戦時の何倍の俸給をもらつてゐるかというふうな点を考えますと、ここに非常に大きな差があるように私は考えるのであります。私、終戦時の年俸というものを基礎にして計算をいたしますと、兵のところに於いて最も多いところで二百十六倍になつておる程度であります。一番少ないところでは、少将の百十三倍にしかなつておりません。それから、物価はすでに三百何十倍という形になつておるわけですから、そういう大きな差があるのであります。そういうものと号俸がさらにひつかつてゐるというところにいろいろ問題があると思ふのであります。そのおことばのとおり、ひとつぜひ御検討いただきたい、こういうふう

に思ひます。

次に、一時恩給年限でございますが、これは旧軍人に關しましては、今日現在職連続七年ということになつております。文官のほうには、加算を入れたまは三年から一時恩給をいただくことになつておるのであります。この連続七年、実役連続七年といふことは、これはほとんど該当者が私はないと思ふのであります。旧軍人の大部分といふものは、召集をされまして、二年なり三年勤務いたしまして、それが一度召集解除になりまして、それからあらためて召集をやる、何年行つてもこういう形になつておるわけです。そこで、連続七年といふことは、これはほとんど該当者が、シベリア抑留者ぐらゐ以外にはほとんどないやうな有名無実な私は規定じゃないか、こういうふうに考へておるのであります。これを、文官と同じやうに

にと言ひません、いろいろ経緯を考えますが、連続七年を改められまして、これを現在職連続三年ぐらゐに直すのが合理的でないか、こういうふうな考へるわけでありす。これについての御意見を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) おそらく受給者の立場からいたしまして、文官が現在職三年といふやうなところから考へられて、確かにそういう点について三年といふやうな一つの線をお考えになるであらうことは十分わかるわけでありす。御承知のように、終戦あるいは軍の解体といふやうな特殊事態によりまして、おびただしい数のいわゆる戦没者、戦傷病者、退職者といふのが一時に生じたといふやうなことから、旧軍人恩給の再出発にあたりまして、戦没者、遺族あるいは傷病者、老齢長期在職者といふやうな方を重点的に考慮し、若年の短期在職者については、若干の受給者の立場からすれば問題があるかと存じつつ、しんばり願ひといふやうなことで今日まで経過いたしておるわけでございます。したがつて、この点については、現今の国家財政等の実情から考へまして、御質問いただきましたように措置いたします

ことは、かなりむずかしい問題かと存じますが、かねてより要望もございすので、今後の検討に待たしていただきたい、かように考えるわけでございす。

○山本茂一郎君 次は、海軍特務士官の問題並びにこれと同様な陸軍関係の者の仮定俸給年額を是正していただきたい、この問題でございます。これは御当局においてもいろいろと御検討であることは承知いたしておりますが、なかなかこれが実現に至つておりません。そうして、その一つの理由として、こういうふうな例がないのだといふやうな意見でございますが、例がないと言ひますのは、この特務士官の者に限つてほかに文官そのほかの恩給関係にはそういうやうな不遇な処置を受けた者がないから正した例がないのであります。その唯一の例外のものを、他にそういう修正の例がないという理由といふことは私はおかしいと、こう考へます。また、この終戦後におきまして、一般の文官の方の号俸は正そのほかにございまして、いわゆる中だるみを直すとかいろいろの理由によつて修正をされております。これは当然直さるべき理由があつて直されたんでございす。が、いわゆる昔きめた仮定俸給を、他の理由によりましてこれが修正になつておるのが例でございます。ところが、この海軍特務士官のほうには、御承知のように、戦争前において受けておつた実際の俸給よりも、恩給法上における仮定俸給が下がつておる。実際の俸給よりも下がつた仮定俸給により計算をされておる、こういう不合理でありますから、これはもう修正をしていただいても何ら無理のない時期に入つておると、こう考へるわけでありす。これについてひとつ当局の御意見を承りたいと、こう思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 旧海軍特務士官、また、それと同様の状態にあつた方々の扱いの問題でございますが、これは、実は恩給の措置のたてまをどうするかといふことからまいつておるわけでございます。御承知のように、旧軍人に給

付される恩給の年額につきましては、軍人恩給廃止前は、同じ階級に属する者は、それが一般士官であらうと特務士官であらうと同一に取り扱うというにしておいたわけでございます。したがって、戦前のこのような秩序、しかもそれが恩給額に影響を与えようとする序列の変更を来たすような措置をいたすことについては、それなりに慎重な考慮をしなければならぬのではなからうかと考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君 いまの御答弁のような一面もあらうかと思つておりますが、しかし、実際においてこれは戦前においてやられたところの私は間違ひであると考えております。そういう意味におきまして、また、今日先ほどから申しましたようないろいろな理由によつて修正をされておる、同じような事項で似たものが修正をされておる、この状況においては、もう一度これを検討していただきたい、こういうふうに考えるのです。しかも、この点はだいたい前にも内閣委員会におきましてこの問題は取り上げられて、実行するということに一応政府との間に話がついておりました。そうして、それで残つておるものがこれだけじゃないかと考えるのでございます。そういう経緯から考えましても、この際修正をするのが正しいのじゃないか、私はそう考えておるわけであり

ます。次にもう一つ申し上げたいと思つておりますが、いま恩給法上におきまして、下士官の恩給と将校の恩給との間に、片一方は十二年勤務、片一方は十三年勤務という差がありまして、この間の措置が法的に一応切れたとかいろいろな形になっておりますが、そんないわゆる法制上の犠牲者が私の知つておる限り相当あるわけでありまして。それは准士官として十三年勤務せなければ恩給権がもらえない人が、十三年にならずして終戦のためにやめた人がおるわけでありまして。ところが、この人が下士官の成績がよかつたために、勤務年数十二年にならずして准士官になつてしまつた。そ

ういふ関係上、いまになりますという、下士官の恩給権もなければ、将校としての恩給権もない、こういう形になりました。両方ともわずかに足らぬために全然恩給権から見放されたという、一つの法制上の盲点が出てきておると思つております。これは別に本人が希望してやめたんじゃないやしません。終戦の特異の状況において、もつと勤務する希望があつたにもかかわらずやめた、こういうような事情も考慮されまして、私は、こういう人には、少なくとも下士官の、曹長としての恩給でもやる必要があるんじゃないか。こういう進級さえしなれば当然恩給をもらつておるにかかわらず、進級をしたために恩給権を全部見放された、こういう人も相当あると思つております。こういう人もひとつ救つていただきたい、こういうふうに考えるわけですが、この点、御見解をお示しいただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君) いま先生の御指摘のとおり、現行の規定は、准士官以上は十三年、それから下士官、兵は十二年というふうな明確な一つの規定が置かれておりました。したがつて、現在の状態においては、この点について、そういうちよつと間に入られた方というものは、その意味において恩給権が発生しないというふうなことに相なつておるわけでありまして、確かに先生の御指摘のとおり、問題のある点でございます。制度的にどのようにしていくかというふうな点については、われわれのほうも検討をさせていただきたい、かように考えております。

○山本茂一郎君 そのほかいろいろこまかいことがありますが、時間の関係で省略をさせていただきます。次は恩給法に直接関係ないかと思ひますが、国民年金の無拠出老齢福祉年金の制限というものを撤廃していただきたいというところをお願いをいたしたいと思つております。これは今度の改正案から見ますという、長期在職者の最低は六万円、扶助料三万円という一つの基準の改正がいたされました。そういうような一つの趨勢に

あることから考えまして、現在の二万四千円以上はこれはもらえないという、合計二万四千円という制限がついておるわけでありまして、これを撤廃していただきたい、こういうわけでありまして。元来から言いますと、老齢年金というものと恩給というものは別個のものであります。これに関連を持たしたということは、また別の特殊の理由があつたのだと私は想像いたしますのであります。そこでこの際、先ほどの最低の恩給額をおきめになりました趣旨、その他から考えまして、この際、制限を解いてしまつて、両方の恩給並びに年金の精神をそのまますなおに受け取つて、これを関連させないという形が私はあるべき姿じゃないかと思つております。ただ、そのときの公務扶助料の問題で、十何何という制限がまだ法制上残つております。これらもあわせて考えていただいて処置をしていただきたい、するのが私は正しいのじゃないか、こういうふうに考えるのであります。で、理屈になります。元来、恩給と社会保障とは違ふというところは、総務長官並びに恩給局長の御答弁でたびたび承つておるわけでございますが、こういうところで変にからめるといふようなことは、私は決してすなおに行き方じゃないのじゃないか、こういうふうに考えます。これについて当局の考えをお聞かせたい。

○政府委員(矢倉一郎君) お示しの点は、実は、厚生省の所管の国民年金法に基づく福祉年金の給付制限に関する問題でございますので、私どもからお答えを申し上げることがいかにかと存じますけれども、福祉年金につきましては、他のいずれの公的年金制度からも年金を受けられない方々を対象としておるというところからして、御質問のようにつづけることが問題があるというふうに聞いておるわけでございますが、そういう点で、私の直接所管からはすれる問題でございますので、かような程度でお断しをいただきます、かように考えております。

○山本茂一郎君 いま局長のお答えになりました。趣旨はよくわかります。また、これは担当の違ふことも重々承知をいたしておるわけでございますが、元来、どうも生活保護法そのほかを見まして、はるかに大きな、月二万円、年額二十五万、これは五大家族でございますが、そういうようなことが行なわれておる時期に、恩給、いわゆる国家の保障制度としてやつておる恩給が二万四千円になつてくるという、これをほかはけ飛ばすのだというところは、国全体から見まして非常につり合ひのとれない思想の混迷じゃないかという感じが私はいたすのであります。御担任の職権外のことであることは存じ上げておりますが、ひとつ、関連のある事項でございますので、関係の政府当局ともいろいろと御検討いただきまして、こういう撤廃についての御努力をお願いいたしたいと思つております。

これをもちまして、一応私の質問を終わりたいと思ひます。あと、長官に対しましては保留いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起こして。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起こして。

○委員長(熊谷太三郎君) 委員の異動について御報告をいたします。本日、堀見俊二君が辞任され、その補欠として林屋亀次郎君が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 農林省の本省及び食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

食糧庁	本省	この法律の施行の日	
		昭和四十一年四月一日から同年六月三十日まで	昭和四十一年七月一日から同年九月三十日まで
二人	二〇九人	二二一人	一人

五月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、審議会等の整理に関する法律案

審議会等の整理に関する法律案

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第三条)
- 第二章 法務省関係(第四条—第六条)
- 第三章 外務省関係(第七条—第九条)
- 第四章 大蔵省関係(第十条—第十五条)
- 第五章 文部省関係(第十六条—第二十條)
- 第六章 厚生省関係(第二十一条—第二十二条)
- 第七章 農林省関係(第二十三条—第三十八條)
- 第八章 通商産業省関係(第三十九条—第四十七條)
- 第九章 運輸省関係(第四十八條—第五十一条)
- 第十章 建設省関係(第五十二条—第五十三条)
- 第十一章 自治省関係(第五十四条)
- 附則
- 第一章 総理府関係
- (総理府設置法の一部改正)

- 第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第十五条第一項の表チリ地震津波対策審議会の項を削る。
- (科学技術庁設置法の一部改正)
- 第二条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
 - 第二十一条第一項の表技術士試験委員の項を削る。
- (昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部改正)
- 第三条 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
 - 第三条第一項中「きき、かつ、チリ地震津波対策審議会の審議を経て」を「きいて」に改める。
 - 第四条を次のように改める。
- 第四条 削除
- 第二章 法務省関係
- (法務省設置法の一部改正)
- 第四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九

十三号)の一部を次のように改正する。

別表二矯正審議会の項を次のように改め、同表更生保護事業審議会の項及び土地家屋調査士試験委員の項を削る。

矯正保護審議会	法務大臣の諮問に応じて、矯正及び更生保護の制度の運営に關する重要な事項について調査審議すること。
---------	--

- (更生緊急保護法の一部改正)
- 第五条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
 - 第十一条の見出しを「(矯正保護審議会)」に改め、同条第一項中「更生保護事業審議会」を「矯正保護審議会」に改め、同条第二項を削る。
- (土地家屋調査士法の一部改正)
- 第六条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
 - 第五条の次に次の一条を加える。
- 第五条の二 法務省に、前条第一項の試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地家屋調査士試験委員を置く。
- 2 土地家屋調査士試験委員は、前条第一項の試験を行なうについて必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、土地家屋調査士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第三章 外務省関係
- (外務省設置法の一部改正)
- 第七条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
 - 目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改め

る。

第十四条中「在外公館等借入金整理準備審査会」を削る。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

(在外公館等借入金整理準備審査会法の一部改正)

第八条 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館等借入金金の確認に關する法律

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

第六条中「審査会がした審査の結果の報告に基き」を「前条第一項の規定により借入金金の確認の請求があつたときは、これを審査し、」に改める。

(南西諸島在住者等に關する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法の廃止)

第九条 南西諸島在住者等に關する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法(昭和三十三年法律第十二号)は、廃止する。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表資産再評価審議会の項、庁舎等調整審議会の項及び接収資金等処理審議会の項を削る。

(資産再評価法の一部改正)

第十一条 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 資産再評価審議会(第九十二
条(第九十六号)」を「第十章 削除」に改める。

第三十三條第二項を削る。

第三十四條第二項を削る。

第三十五條第二項を削る。

第十章を次のように改める。

第十章 削除

第九十二條から第九十六條まで 削除

(在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律
の一部改正)

第十二條 在外公館等借入金金の返済の実施に關する
法律(昭和二十七年法律第四十四号)の一部を
次のように改正する。

第二條中「在外公館等借入金金整理準備審査会
法(昭和二十四年法律第七十三号。以下「審査
会法」という。)」を「在外公館等借入金金の確認に
關する法律(昭和二十四年法律第七十三号。
以下「確認法」という。)」に改める。

第四條中「審査会法」を「確認法」に改める。

(企業資本充実のための資産再評価等の特別措
置法の一部改正)

第十三條 企業資本充実のための資産再評価等の
特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)の
一部を次のように改正する。

第六條第四項中「第三十五條第一項」を「第三
十五條」に、「同條第一項」を「同條」に、「同項」
を「同條」に改める。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法
の一部改正)

第十四條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別
措置法(昭和三十三年法律第一百五号)の一部を
次のように改正する。

第四條第三項中「庁舎等調整審議会」を「国有
財産中央審議会」に改める。

第七條を削る。

(接收貴金屬等の処理に関する法律の一部改正)
第十五條 接收貴金屬等の処理に関する法律(昭
和三十四年法律第三十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十二條から第二十四條までを次のように
改める。

第二十二條から第二十四條まで 削除

第二十五條を削り、第二十五條の二を第二十
五條とする。

第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第十六條 文部省設置法(昭和二十四年法律第
百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表中央産業教育審議会の
項中「中央産業教育審議会」を「理科教育及び産
業教育審議会」に改め、「産業教育振興法(昭和
二十六年法律第二百二十八号)に基き」を削り、
「産業教育」を「理科教育及び産業教育」に改め、
同表「学校図書館審議会」の項、理科教育審議会の
項、生徒厚生審議会の項及び私立大学研究設備
審議会の項を削る。

(産業教育振興法の一部改正)

第十七條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 中央産業教育審議会(第四
條(第九号)」を「第一節 削除」に改める。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四條から第九條まで 削除

第十一條第二項中「第五條第二項の例に準じ
て」を「産業教育に関する学識経験がある者及び
関係行政機関の職員のうちから」に改める。

第十五條第一項及び第十六條中「中央審議会」
を「理科教育及び産業教育審議会」に改める。

(学校図書館法の一部改正)

第十八條 学校図書館法(昭和二十八年法律第
百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 学校図書館審議会(第八條(第
十二條)」を「第二章 削除」に改める。

第二章 削除

第八條から第十二條まで 削除

第十三條中「審議会の議を経て」を消る。

(理科教育振興法の一部改正)

第十九條 理科教育振興法(昭和二十八年法律第
百八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 理科教育審議会(第四條(第
八條)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四條から第八條まで 削除

第九條第一項中「審議会」を「理科教育及び産
業教育審議会」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に關する
法律の一部改正)

第二十條 私立大学の研究設備に対する国の補助
に關する法律(昭和三十一年法律第十八号)の一
部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三章 削除

第六條 厚生省関係

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第
百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表死体解剖資格審査会の
項を削る。

(死体解剖保存法の一部改正)

第二十二條 死体解剖保存法(昭和二十四年法律
第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「死体解剖資格審査会」を「医
道審議会」に改める。

第五條及び第六條を次のように改める。

第七章 農林省関係

(農林省設置法の一部改正)

第二十三條 農林省設置法(昭和二十四年法律第
百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項の表を次のように改める。

種類	目的
農業振興審議会	統計的調査資料に基づく農林畜水産業に関する予測事業に関する重要事項を調査審議すること。
中央卸売市場審議会	中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。
農林物産規格調査会	農林畜水産物の規格及び標準に關する事項を調査審議すること。
農業共済再保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)により政府の行ない再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に關する事項を調査審議すること。
中央作況決定審議会	農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に關する重要事項を調査審議すること。
特殊地域農業振興対策審議会	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)、急傾斜地帯振興臨時措置法(昭和二十七年法律第六十三号)、田圃単作地帯振興臨時措置法(昭和二十七年法律第六十三号)、海岸砂地帯振興臨時措置法(昭和二十七年法律第六十三号)、海砂地帯振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)及び畑地帯振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。
農業機械化促進法によりその権限に属させた事項を行なうこと。	農業機械化促進法によりその権限に属させた事項を行なうこと。
農産種苗法(昭和二十二年法律第八十五号)及び農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)によりその権限に属させた事項を	農産種苗法(昭和二十二年法律第八十五号)及び農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)によりその権限に属させた事項を

行なりこと並びに農産種苗、農
業及び畜産に関する重要事項を
調査審議すること。

かんがい排
水審議会
国際かんがい排水委員会に関す
ることその他かんがい排水に関
する重要事項を調査審議するこ
と。

開拓官農振
興審議会
開拓官農振興臨時措置法（昭和
三十二年法律第五十八号）によ
り開拓官農振興に関する重要
事項を調査審議すること。

畜産振興審
議会
家畜改良増殖法（昭和二十五年
法律第二百九号）、飼料需給安
定法（昭和二十九年法律第二十
九号）等に関する法律及び加
工原料乳生産者補給金等暫定措
置法（昭和四十年法律第百十二
号）によりその権限に属する事
項を行なうこと並びに酪農、
養蠶その他畜産の振興に關する
重要事項を調査審議すること。

中央生乳取
引調停審議
会
酪農振興法により生乳等の取引
契約に係る紛争の調停に關する
重要事項を調査審議すること。

獣医師免許
審議会
獣医師試験を実施し、その他獸
医師に關する重要事項を調査審
議すること。

蚕糸業振興
審議会
蚕糸業の経営の安定、生糸の需
要の増進、繭及び生糸の価格の
安定その他蚕糸業の振興に關す
る重要事項を調査審議すること。

果樹農業振
興審議会
果樹農業振興特別措置法（昭和
三十六年法律第十五号）により
果樹農業の振興に關する重要事
項を調査審議すること。

附則に次の一項を加える。
第三十四条第一項の表に掲げる附屬機關の
うち、特殊地域農業振興対策審議会は、昭和
四十三年三月三十一日まで置かれるものとす
る。

（装師師法の一部改正）
第二十四条 装師師法（昭和十五年法律第八十九
号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「前項第一号」を「第二項第一
号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

前項第一号ノ装師師試験ハ主務大臣之ヲ行フ
第一号の次に次の一項を加える。

第一条ノ二 前条第二項第一号ノ装師師試験ニ
關スル事務ヲ掌ラシムルヲ主務省ニ装師師試
験委員ヲ置ク

装師師試験委員ハ装師師ノ組織スル団体ヲ代
表スル者、前條及装師ニ關シ學識経験ヲ有ス
ル者並ニ關係行政機關ノ職員ノ中ヨリ主務大
臣之ヲ任命ス
前二項ニ規定スルモノノ外装師師試験委員ニ
關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
（蚕糸業法の一部改正）

第二十五条 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七
号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。
第四十三条 削除
（家畜改良増殖法の一部改正）

第二十六条 家畜改良増殖法の一部を次のように
改正する。
目次中「第三章の三 家畜改良増殖審議会（第
三十二条の六、第三十二条の十一）」を削る。

第三条の二 第三項中「家畜改良増殖審議会を
「畜産振興審議会」に改める。
第三章の三を削る。

（積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部改正）
第二十七条 積雪寒冷地帯振興臨時措置法の
一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第一項
中「積雪寒冷地帯振興臨時措置法」を「特殊
地域農業振興対策審議会」に改める。
第十二条及び第十三条を削る。

（蘭系価格安定法の一部改正）
第二十八条 蘭系価格安定法（昭和二十六年法律
第三百十号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。
第十五条及び第十六条 削除

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）
第二十九条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の
一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項
中「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」を「特殊地
域農業振興対策審議会」に改める。
第十四条及び第十五条を削る。

（温田単作地帯農業改良促進法の一部改正）
第三十条 温田単作地帯農業改良促進法の一部を
次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第一項
中「温田単作地帯農業改良促進臨時措置法」を
「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。
第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第
十一条とする。

（飼料需給安定法の一部改正）
第三十一条 飼料需給安定法（昭和二十七年法律
第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「飼料需給安定審議会」を「畜
産振興審議会」に改める。
第十条を削り、第十一条を第十条とする。

（海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正）
第三十二条 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の
一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四條第一項中「海岸砂地
地帯農業振興臨時措置法」を「特殊地域農業振興
対策審議会」に改める。
第八条及び第九条を削り、第十条を第八条と
する。

（農林漁業組合連合会整備促進法の一部改正）
第三十三条 農林漁業組合連合会整備促進法（昭
和二十八年法律第九十号）の一部を次のよう
に改正する。

第六條第二項中「農林漁業組合連合会整備
促進審議会の議を経て」を削る。
第九條及び第十條を次のように改める。

（畑地農業改良促進法の一部改正）
第三十四条 畑地農業改良促進法の一部を次のよ
うに改正する。

第三条及び第七條中「畑地農業改良促進対策
審議会」を「特殊地域農業振興臨時措置法」に改
める。
第十一条及び第十二條を削り、第十三條を第
十一条とする。

（酪農振興法の一部改正）
第三十五条 酪農振興法の一部を次のように改正
する。
目次中「第二十六条の二」を「第二十六条」に改
める。

第二条の二 第四項及び第十五條中「酪農審議
会」を「畜産振興審議会」に改める。
第二十六條を削り、第二十六條の二を第二十
六條とする。

（養蠶振興法の一部改正）
第三十六条 養蠶振興法（昭和三十五年法律第四
十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。
第十七條 削除
（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第三十七條 畜産物の価格安定等に関する法律
（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次の
ように改正する。

目次中「第三章 畜産物価格審議会（第七條一
第十一條）」を「第三章 削除」に改める。
第三條第五項中「畜産物価格審議会」を「畜産
振興審議会」に改める。
第三章を次のように改める。

第三章 削除
第七條から第十一條まで 削除
（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部
改正）

第三十八條 加工原料乳生産者補給金等暫定措
置法の一部を次のように改正する。
第十一條第六項中「畜産物価格審議会」を「畜
産振興審議会」に改め、同条第十項及び第十一
項を削る。

第八章 通商産業省関係

（通商産業省設置法の一部改正）

第三十九條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中工場立地調査審議会の項及び工業用水審議会の項を削り、商品取引所審議会の項の次に次のように加える。

工場立地及び工業用水に關する重要事項を調査審議すること。

第二十五條第一項の表中競輪審議会の項及び車両競技関係交付金運用審議会の項を削り、航空機工業審議会の項の次に次のように加える。

競輪及び小型自動車競走による交付金の運用並びに競輪に關する重要事項を調査審議すること。

第二十五條第一項の表石炭対策連絡協議会の項及びガス主任技術者試験委員の項を削る。

第四十七條第一項の表を次のように改める。

附則第四項中「産炭地域振興審議會は」を「産炭地域振興審議會は、」に改め、「石炭対策連絡協議会は昭和四十三年三月三十一日まで」を削る。

（工業技術院設置法の一部改正）

第四十條 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
工業技術協 議會	鉱業及び工業の科学技術に關する重要事項を審議すること。
日本工業標 準調査會	関係各大臣の諮問に應じ、工業標準化に關する重要事項を調査審議すること。
（弁理士法の一部改正）	

第四十一條 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二第二項中「弁理士懲戒審議會」を「弁理士審査會」に改める。

第十七條第一項中「弁理士懲戒審議會」を「弁理士審査會」に改め、同條第二項を削る。

第二十條中「弁理士懲戒審議會」を「弁理士審査會」に改める。

（自転車競技法の一部改正）

第四十二條 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十二條の二十第二項中「車両競技関係交付金運用審議會」を「車両競技審議會」に改める。

第十七條を次のように改める。

（小型自動車競走法の一部改正）

第四十三條 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九條の二十第二項中「車両競技関係交付金運用審議會」を「車両競技審議會」に改める。

目次中第三章 工業用水審議會（第十五條一第二十一條）を第三章 削除に改める。

第三章 削除

第十五條から第二十一條まで 削除

（工場立地の調査等に関する法律の一部改正）

第四十六條 工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項、第四條及び第九條第一項中「工場立地調査審議會」を「工場立地及び工業用水審議會」に改める。

第十一條から第十五條までを次のように改める。

（特許法の一部改正）

第四十七條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次中第五章 特許発明実施審議會（第一百零三條一第百二十條）を「第五章 削除に改める。

第八十五條の見出し及び同條第一項中「特許発明実施審議會」を「工業所有権審議會」に改める。

海上安全
審議會
運輸大臣の諮問に應じて船舶交通の安全その他海上保安に關する重要事項を調査審議すること。

（海上保安庁法の一部改正）

第四十九條 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二章を次のように改める。

（水先法の一部改正）

第五十條 水先法の一部を次のように改正する。

（船舶職員法の一部改正）

第五十一條 船舶職員法の一部を次のように改正する。

（建設省設置法の一部改正）

第五十二條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表建築審議會の項中「建議すること」の下に「並びに建設大臣の諮問に應じて官公庁施設の建設等に関する法律の施行に關する重要事項を調査審議し、当該事項について關係国家机关に建議すること」を加え、同表官公庁施設審議會の項を削る。

(自治大学校設置法の一部改正)
第五十四条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十条(資産再評価審議会及び接収貴金屬等処理審議会に係る部分に限る。)、第十一条、第十三条、第十五条、第二十五条、第二十八条及び第四十八条から第五十一条までの規定は、昭和四十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第二十五条及び第二十八条の規定の施行の日の前日までの間は、改正後の農林省設置法第三十四条第一項の表中

蚕糸業振
興審議会

蚕糸業の経営の安定、生糸の需要の増進、繭及び生糸の価格の安定その他蚕糸業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

とあるのは、

蚕糸業振
興審議会

蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)その他の法律によりその権限に属させた事項を行なうこと。

繭糸価格
安定審議
会

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)によりその権限に属させた事項を審議すること。

とする。

3 改正後の農林省設置法第三十四条第一項の規定により置かれる蚕糸業振興審議会は、第二十五条及び第二十八条の規定の施行の日に新たに設置されるものとする。

4 この法律の施行の際現在に在任する改正前の理科教育振興法第四条の規定による理科教育審議会の委員及び改正前の産業教育振興法第四条の

規定による中央産業教育審議会の委員である者は、当該委員としての任期に相当する期間が満了する日までの間、引き続き改正後の文部省設置法第二十七条第一項に規定する理科教育及び産業教育審議会の委員として在任するものとする。